

平成30年第2回天城町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年6月7日（木曜日）午前10時開議

開議

- 日程第1 一般質問
松山善太郎 議員
- 日程第2 議案第33号 天城町義務教育就学児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第3 議案第34号 天城町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第4 議案第35号 天城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について 町長提出
- 日程第5 議案第36号 天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第6 議案第37号 天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について 町長提出
- 日程第7 議案第38号 天城町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について 町長提出
- 日程第8 議案第39号 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について 町長提出
- 日程第9 議案第40号 天城町教育長の選任の同意について 町長提出
- 日程第10 議案第41号 平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第1号）の専決処分の承認について 町長提出
- 日程第11 議案第42号 平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第2号）について 町長提出
- 日程第12 議案第43号 平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第1号）について 町長提出
- 日程第13 徳之島愛ランド広域連合議会議員の選挙について
- 日程第14 陳情第2号 バス通学生への通学費の助成について 委員長報告
- 日程第15 陳情第4号 「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望について 委員長報告
- 日程第16 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について 委員長報告
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
閉会

平成30年第2回天城町議会定例会追加日程（第3号の1）

平成30年6月7日（木曜日）

- 追加日程第1 意見書第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案） 議員提出
について

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	昇 健児君	2番	叶 忠志君
4番	島 和也君	5番	大吉 皓一郎君
6番	久田 高志君	7番	秋田 浩平君
8番	上岡 義茂君	9番	松山 善太郎君
10番	柏木 辰二君	11番	鶴 博典君
12番	柏井 洋一君	13番	平山 栄助君
14番	前田 芳作君		

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤井 恒利君 議会事務局書記 宇都 克俊君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久 幸助君	教育長	春 利正君
教委総務課長	基田 雅美君	会計課長	大久 明浩君
社会教育課長	神田 昌宏君	総務課長	米村 巖君
税務課長	岸 恭聖君	企画課長	前田 好之君
保健福祉課長	碓本 順一君	建設課長	昇 浩二君
水道課長	柚木 洋佐君	農業委員会事務局長	上松 重友君
農政課長	福 健吉郎君	農地整備課長	芝田 達士君
町民生活課長	森田 博二君	商工水産観光課長	祈 清次郎君
選挙管理委員会書記長	山田 悦和君	総務課長補佐	中村 慶太君

△ 開議 午前10時00分

○議長（前田 芳作議員）

これから本日の会議を開きます。

一昨日の大吉議員に対する答弁の、修正がありますので、総務課長より答弁を求めます。

○総務課長（米村 巖君）

おはようございます。

大吉議員の2項目めの安心安全のまちづくり、消防の防災施設整備、減災についてという質問の中で、私のほうが、樟南二高に設置した防火水槽の覚書というのを打ち合わせという中での決済をしているということで、私は勘違いをしまして、覚書は今、作成で、今、両方の打ち合わせをしながら進めているということであり、その中で、昨日、大吉さんにはその設置場所についての話し合い、29年10月20日、樟南二高で行っているということ、主旨を説明いたしまして、お詫びをしたところであります。

その中で、議場で私の発言が私の誤解であったということ大変申し訳なく思っております。訂正をさせていただきます。

それから、あと、貯水槽と防火水槽との区分けの中で、飲料水兼用防火水槽という中での飲料水兼用の要綱があります。その中で、平成17年に発行した分で、私のほうが、飲料水兼用の耐震性貯水槽の中での補助金対象外ということだと思って、これも今、現在の要綱を見れば、これも適用があるということで、大吉議員のほうからは別表、補助金対象施設の種類及び形ということの中での表を見て質問されたんですが、私のほうが防火水槽と耐震性貯水槽というような中での、ごっちゃになっていて、その辺は訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳なく思っております。

○議長（前田 芳作議員）

これから松山議員のまた一般質問がございますが、各課長さんはしっかり数字的なものは、しっかりと書類を見て、しっかりとした答弁を求めたいと思っております。

それでは、本日の日程に入りたいと思っております。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前田 芳作議員）

日程第1、一般質問を行います。

9番、松山善太郎君の一般質問を許します。

○9番（松山 善太郎議員）

大変お待たせいたしました。テレビをごらんになっている町民の皆様、おはようございます。お変わりなくお過ごしでしょうか。私たちの任期も余すところ半年となりました。公務員となって50年余り、そのうち4分の1を議会議員として務めさせていただきました。心から感謝しております。残された半年間、当初のお約束どおり、公平無私、凛として職責を全うしてまいります。

また、私どもは来るべき12月の大一番を見据え、中央、南部へ半世紀ぶりの光り輝く治世を取り戻すべく、鋭意努力中であります。近々、朗報を携え、いま一度お願いに参上することになりそうですが、その際は、手をとり、肩を組み、ともに頑張ろうではありませんか。

それでは、先般通告してあります4項目6点について質問します。

1項目め、建設行政について。

1点目、天城町公営住宅長寿命化計画の見直しはどのようになされたのか。

2点目、住宅使用料の算定について。これは主に一番高いところ、一番安いところ、そしてこれから新たに入居をされると思われる子育て世代の方々の家賃のいわゆる軽減について、主に提言をしてみたいと思っております。

2項目め、財務行政について。

1点目、財産、特に町有地の払い下げは適正に行われてきたのか、そして今現在適正に行われているのか。

2点目、さきの議会でも取り上げました各課の公用車の借り上げはどうなっているのか。

3項目め、小規模校、特に西阿木名小学校・中学校、三京分校、与名間分校の活性化イコール存続をどのように考えているのか。

4項目め、当部、三京を含む南部地域の交通不便地域の対策は、どうにかできないのでしょうか。

以上4項目6点について、町民各位が納得のいくような答弁を要請して、1回目の質問としますが、先ほど、総務課長のほうから答弁の修正がございましたが、くれぐれも私に対して、議場においては、松山さんなどとおっしゃらないように注意を申し上げておきます。先ほど、大吉さんというのがありましたので、念のためです。

○議長（前田 芳作議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（大久 幸助君）

おはようございます。

ただいまの松山議員にお答えいたします。

まず、大きな1点目、建設行政について、(1) 公営住宅長寿命化計画の見直しについてお答えいたします。

公営住宅等長寿命化計画の修正計画では、平成31年度から平成38年度まで、公営住宅建設を36戸、単独住宅6戸、個別改善32戸、空き家再生等推進事業活用タイプ1戸を計画しております。

次に、同じく大きな1点目、建設行政について、その2点目、住宅使用料の算定についてお答えいたします。

住宅使用料の算定につきましては、公営住宅の場合、公営住宅法施行令及び天城町町営住宅設置及び管理条例に基づき算定しております。単独住宅の場合は、近隣の公営住宅及び民間住宅の住宅使用料とのバランスを考え、決定しております。

次に、大きな2点目、財務行政について、その(1) 財産(土地)の処分は適正に行われているか、お答えいたします。

財産(土地)の処分につきましては、10名の町有地払い下げ貸し付け等審議委員会で審議し、適正に処分がなされております。

次に、大きな2点目、財務行政について、(2) 各課の公用車の借り上げはどうか、お答えいたします。

各課の公用車の借り上げ状況につきましては、平成30年度当初予算においては6台の予算を計上しております。

大きな4点目、交通不便地域の対策について、(1) 当部、三京を含む南部地域が特に不便と考えるが対策はないか、お答えいたします。

南部方面への交通対策について、関係機関、バス対策担当者会議等で議論を行っているところであります。今後の対応につきましては、南部方面へのデマンドバスの運行について協議を進めながら検討してまいります。

以上でございます。

○教育長(春 利正君)

松山議員の御質問、3項目、教育行政について、その1点目、小規模校の活性化(存続)をどのように考えているかとの御質問にお答えをいたします。

小規模校の活性化につきましては、山海留学制度の実施委員会の立ち上げや、実施に伴う地域の積極的な取り組みなどを支援していく中で、小規模校の存続につなげていきたいと思っております。

以上です。

○9番(松山 善太郎議員)

それでは、住宅から行ってみたいと思います。

早速ですが、提案をずっと申し上げていまして、長寿命化計画の活用プログラムの見直しがなされました。大変結構なことかと思っております。二、三点気になるところがありますが、まず、基本的なところから行きたいと思えます。

この書類は県に出すのでしょうか、県を通じて国交省に出すのでしょうか、とりあえずは県に出すのでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

県のほうに出しております。

○9番（松山 善太郎議員）

すっすっと思いたいです。

引き寄せて、10年分を8年で消化するように、そして、単独住宅は8戸ですか、単独住宅10戸になるわけですかね。大幅に住宅の戸数がふえているわけですが、気になるのは、37年、38年、計画の9年目と10年目が空白になっているんですが、これはこれで公文書としていいのか、県はこれで差し支えないのか、この点について御説明をお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

37年と38年の空白時期については、活用プログラムの修正をしながらやっているところですので、計画が立てられるのであれば入れ込みは可能だというように思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

ぜひ早目にここを入れ込んでおかないと、県のほうでまた誤解をされるかもわかりませんので。これを見た限りでは、37年と38年、何もしないということになっておりますので、形上は。やはり県に出す公文書でありますので、ここら辺の体裁をきっちり整えていてもらいたいです。

あと、2年早く、10年間の分を2年早くすることになったんですが、これで行きますと、那須のCと真瀬名、その後は戸ノ木でしたか、とりあえずいわゆる私が言う中央地区に、何戸ぐらい、あと、建てかえが残るのか、把握している分、お伺いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

活用プログラムの中で、このとおりに進んでいくのかといえばちょっとわかりませんが、30年、31年の平土野原の6、8は計画どおり行くものと思っております。私の中で思っております。

その中で、その次の大和側については、今、立ち退き等を、ずっとお願いをしていたりしているところですが、現在住んでいる方が7世帯ほどおりまして、移動の要請になかなか応えてくれないということで、ここら辺の事業計画について確定ができていないので、将来的に何戸ということは、この現段階で確定はできないところです。

○9番（松山 善太郎議員）

そこら辺は私もわかっております。あくまでも、ずっと修正ができるということまで修正していますので、計画どおり行って37年、38年以降に何戸残るかということです、聞いているのは、一応計画ですので、このとおりに行ったときにあと何戸残るかということです。中央地区だけで結構です。いわゆる那須Cと真瀬名と前里Cとかいうのもあるんじゃないですか、ここら辺です。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

那須Cは35年、36年、入っていますが、真瀬名あたり、現在、政策空き家ということで、大分取り壊しに向かって進んではいるところです。敷地等考案しながら、現在では駐車場とかの確保も必要となってきます。そこら辺で、現在の平屋の部分を2階建てにするとか、そういうような対策もとっていかなければ駐車スペースもとれないというところで、まだその直接的な何軒かという計画は持っておりません。

○9番（松山 善太郎議員）

昇課長、私が言いたいのは、あと幾つ残っていて、それを解消するのに、計画どおり行ってもあと何年かかるのかと、それがとてもじゃないが間に合わないのじゃないのということを言いたいわけですので、何戸残っているというのを把握して入れば何戸、この那須Cは8戸できますね。あと、建てかえ予定というのがあります。真瀬名も建てかえ予定が何戸というのがあります。前里Cも多分あるわけです。それが何戸残っているかということです。把握していればしている分、してなかったらしてなかったで結構です、私一応調べてありますので。いま一度答弁お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

申し訳ありません。ただいまのところ、ちょっと把握できておりません。

○9番（松山 善太郎議員）

長寿命化計画等から行きますと、那須Cがあと16、計画どおり、あと16残ります。真瀬名がもちろんまるつきり手付かずですので、当初の予定どおり16です。

あと、前里Cに古いのが10戸あるんですが、これもやはり何戸か残るわけですね。

そうなりますと、これが計画どおり行っても、あと40軒か、中央地区に残るわけです。あと、目につかないところに、駐在所のあたりにも小さいのがございます。ああいうのを入れると、やっぱり40軒からかなり50軒に近いのが、まだこの計画どおり行っても残るわけです。

お聞きしたいのは、この真瀬名、那須C、これが築何十年たっているかということなんですが、大まかで結構です。お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

那須Cが昭和41年から45年までで、築48年から52年。真瀬名が昭和46年から48年ということで、経過年数が46年から47年ということになっております。

○9番（松山 善太郎議員）

私が再三、最初申し上げたのはこういったことなんです。これはもう昭和43年から47、8年の間にできているんです。今でももう築45年から、今おっしゃるように45年とか47年からたっています。これはこの期間内におさまりませんので、これにプラス10年です。次の計画に乗せるにしても、既にその時点で築10年たっている。わかりますか、築10年たっている。築60年たっている、プラス10ですので。その後の10年間の計画に乗せて全て終わるものとしても、最終的には70年以上たった住宅が残るということにもなりかねません。

私が申し上げたいのは、このようなペースでつくっていても、全然間に合わないということなんです。常に申し上げているのは、少子化対策、中央の活性化です、視点は。なぜこの住宅をもうちょっとスピードアップしないのかと。今回非常にありがたいですよ、2年間引き寄せて、きっちりやってもらっていますので。

しかし、2年間引き寄せだからといって、その建てかえの部分については、8戸が余分にできるんですよ、4戸、4戸の8戸が。ここら辺に、せめて8戸、8戸の16戸ぐらいはつくらないと、16戸つくっても余分に8戸ぐらいつくっても、あと50前後の住宅は残るわけですよ、あと20年間。これではとてもじゃないが間に合いませんよということを申し上げたいわけです。もうちょっと具体的に、思い切って、先ほども申し上げましたが、世の中が変われば見直してくれるかもわかりませんが、もうちょっとここら辺をスピード感を持ってやってもらわないと、いつまでたっても解消しないのではないかと、このようなことを申し上げたいわけです。

あと、ここに、きのう数字の訂正がございました。1度目の数字を訂正しました

が、きのう訂正した分、課長、覚えていますか。何戸と何戸でしたかね、私ここにメモしてありますけど、合っているかどうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

建てかえが28戸、新規8戸、町単6戸ということで、訂正をいたしております。

○9番（松山 善太郎議員）

わかりました、それで結構です。きのう見た分には、36戸、28足す8で36という訂正の仕方があったような気がしましたので、前野の6戸が抜けているなという気がしたもんですから確認しました。

あと、ここに三京の2戸というのがございます。33年度です。これをもうちょっと早くできないものかどうかなんです、見直したりしたやつをさらに見直しはできないかというのも大変厚かましいような気がしますが、これは私のためでもありませんので、あとの小規模校の存続という問題とも絡んできます。三京が今、大ピンチに陥りつつあります、学校が。これ、入る人がいるような気がするんですが。これをせめて来年度、32年、できれば来年度に引き寄せることはできないのでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

三京地区の2戸ではありますが、三京の皆さんの要望でもあるということで、計画に上げております。その場所等が選定ができるとか、条件がそろえば計画の修正もあり得るということでございます。

○9番（松山 善太郎議員）

であれば、何とかかなりそうな気がいたします。

現在、三京には町営住宅がございませうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

町営住宅4戸ございます。

○9番（松山 善太郎議員）

これは4戸とも入居しているのでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

現在、3月に1戸が退去をされまして、現在1戸があいていると思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

課長、最近その1戸を引っ越していませんか。私がこの間、三京に授業を見に行

ったときに、2、3日前に引っ越しがあったようなことをお聞きしたんですが、違いますか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

3月31日付で退去をしております。引っ越ししております。

○9番（松山 善太郎議員）

三京に生徒さんがおりますね、2年生と6年生。この御両親が引っ越してきたような感じのお話を伺ったんですが、三京分校で。勘違いであれば、大したことじゃありませんので。そのように入ってくる人もおりますので。

それと、三京に、これは後々のまた家賃とも関連してきますけど、三京に。町長、伊仙町が住宅をつくっていますよね、1戸建てとか、子育て世代用に。あれは1人につき、18未満なのか15歳以下なのかわかりませんが、子供さん1人につき家賃を5千円減額するわけです。結局、当初は2万5千円と設定します。子供さんが4人いれば、家賃は5千円になるわけです。そのような家賃の設定の仕方をして、人を呼び込んでいるわけですよね。阿権小学校に、この間も申し上げておりますが、阿権小学校には4軒のうちの4軒とも、町外から入ってきております。子供さんのいる世帯です。

そういったやり方もあるということで、三京に住宅をつくって、そういった条件で家賃を設定すれば、三京に、これは人の受け売りですけど、三京に住んで亀津に通勤する人がいると思いますよ。いかがですか、考えられませんか、三京に住宅、早目に。町長さん、お願いします、三京に住宅、早目につくれませんかということです。

○町長（大久 幸助君）

天城町の課題の一つは、私は、これからは住宅だと思っているんです。なぜかと申しますと、もう御存じのとおり、人口がもう高齢化率がどんどん高くなっていて、減っているわけですから、人口をふやしていかなきゃならん、そういう点があるわけですが、今、これまでの対策として、1点は出産祝い金の増額とか、あるいはゼロ歳から中学生までの医療費の実質無料とか、あるいは保育料の実質無料、こういったものを加えていきましたので、実はこれに待機者が多くなってきました。現在でも町内で39件、それから町外から13件、52件の待機者がおられます。

ですから、三京はいわゆるもう亀津との大事な道路になっておりますので、今後、あそこは非常に伸びていくんじゃないかなと思っているんです。だから、今おっしゃいますように、できるだけ住宅は財政と勘案しながら前倒しをしてつくっていくことが私は大事じゃないかと、そういうふうに思っています。

○9番（松山 善太郎議員）

昇課長、どうでしたか。さっきのと、あと西阿木名に町営住宅が何戸あるか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

申し訳ありませんでした。三京の住宅ですが4戸ありまして、2戸が出られたと
いうことで、そのうちの1戸は入居済み、現在1戸があきということであります。

西阿木名地区の住宅、8戸あります。

○9番（松山 善太郎議員）

これは8戸とも入っているのかどうか。

○建設課長（昇 浩二君）

私の資料では8戸とも入居中であります。

○9番（松山 善太郎議員）

これも結構古い、52年、59年ですから、35、6年ですか。そういった古い、
そこは余り古くはないですね。やはり西阿木名にも余り住宅はないようですので、
ここら辺も、できればもうどこかに考慮してほしいものです。これを見ますと、活
用プログラムを見ますと、34年が4戸ですね、35年が4戸になっております。
ここら辺、やはり10戸、10戸ぐらいふやしていったらいいんじゃないかと。
33年も4戸と、三京で6戸ですので、ここら辺33、34、35あたり非常に余
裕がありますので、36年度は10戸です。ここら辺をもうちょっとたくさん住宅
をつくるようにして、早目に見直してもらいたいと思います。

今、町長が触れましたが、町外からの申し込み者が13人いるということですが、
これは間違いはないですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

町外からの申し込み者13名であります。

○9番（松山 善太郎議員）

子供さんのいる家庭が何件なのか、わかっているでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

若い方もいらっしゃるんですが、子供がいるかどうか、今、資料がございません。

○9番（松山 善太郎議員）

推計で行きます。52件のうちの13件が町外です、52件のうちの13件が町
外。あと、52件のうちに子供さんのいるのが29件あります。半分以上ですので、
この13件のうちの7件ないし8件は子供さんがいる可能性があります。簡単に割

合で行きますと、4、5、6ぐらいになりますので、その6、13掛ける6で7、8、7件から8件くらいには子供さんのいる可能性がございます。ぜひ、町長、こういった方々を、今度6戸でしたか、住宅をつくるわけですので、8戸ですね、優先的にはと言いませんが、前もこの議論はしたんですが、前の課長さん、非常に柔らかいところは柔らかいけど、こういったところは頭が固くて、ぜひ抽選しないとイケないということで議論は終わっているんですが、ぜひ8戸のうちの4戸ぐらいは優先的に町外を入れて、あとの4戸を抽選するとか、できれば8戸のうちの6戸ぐらいは、少し抽選ということではなくて、選考委員会あたりに相談して、8戸のうちの5戸あるいは6戸ぐらいは子供さんのいる家庭を入れるとか、そこら辺の配慮をぜひしてほしいんですが、これはなかなかそうするというような答弁しにくいんですが、町長、どうですか、そこら辺は。

○町長（大久 幸助君）

選考委員会というのでできているわけですが、そういう方々に十分理解が得られれば、そういうふうにしていきたい。しかしながら、もうみんな全て平等だということになっていきますと、大変難しい面も出てくるかもわかりません。しかしながら、こうして人口がどんどん減っていきますと、やはり選考委員会も考えていただけるんじゃないかなと、そういうふうに思っています。

○9番（松山 善太郎議員）

昇課長、というようなことですので、次期選考委員会あたりでは、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

あと、次は家賃のほうに行きたいと思いますが、当初で申しあげましたように、今言ったように、子育て世代の家賃を安くできないかというのが主眼です。一番高い家賃をお払いになっている人はどのぐらいなのか、一番安い家賃はどれぐらいなのか、今どうなっているのか。まず、そこら辺を答弁してください。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

公営住宅の中で、今、家賃が一番高いのが5万2千100円ということになっております。一番の最低家賃が3千円ということになっております。

○9番（松山 善太郎議員）

単独住宅は。

○建設課長（昇 浩二君）

申し訳ありません。単独住宅、最高家賃が3万5千円、最低家賃が6千500円ということになっております。

○9番（松山 善太郎議員）

これは、この家賃の算定の仕方ですけど、今言ったこの5万2千円というのは、これ以上は上げれないわけですか。例えば、所得が1千万円あっても5万2千円ということでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

入居者の家賃については、収入の区分を8分野に分けて、その家賃算定基礎額というのが出てまいります。それに、各係数がありますが、市町村立地係数とか規模係数、経過年数係数、利便係数などを掛けていったものが、本来家賃となります。言われるように、収入が幾らでもあれば幾らでもなるのかというのは、一番高い家賃になるというのはわかりますが、1千万円収入があれば100万円家賃ということとはございません。

○9番（松山 善太郎議員）

家賃の算定をするときに、これ、近傍と読むんですかね、近傍同種の住宅の家賃というのが出てきます。この近傍同種の家賃というのは、一番高いところでどれぐらい見ているんですか。これが5万2千円なんですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

近傍同種というのも確か計算式はあったかと思えます。済いません、今のところ手持ちがございません、申し訳ありません。

○9番（松山 善太郎議員）

私が条例とか公営住宅法を見る範囲では、この近傍同種、近くにある、いわゆる民間が貸している家賃以上はとってはいけないという規則があるようですが、これには間違いはないでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

そのように解釈しております。

○9番（松山 善太郎議員）

となりますと、ここの5万2千100円が一番近い、高い民間の住宅ということになりますが、これ以上はとってはいけないというようなことになっておっておりますね。そこでひとつ、単独住宅は3万5千円でしたね。この単独住宅というのが3万5千円、5万1千円ではなく3万5千円というのはどういったわけですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

単独住宅の家賃につきましては、条例によって、近傍同種の家賃を参考にして町

長が決定するということになっております。

○9番（松山 善太郎議員）

そこはわかっております。質問をするぐらいですから、そこら辺はちゃんと要領を見て押さえております。3万5千円はなぜかということです。やはり所得割が高くはなっているでしょうけど、公営住宅と単独住宅があつて、それが町営住宅ですので、公営住宅は補助金をもらっている手前、これ以上だめだというのがございます。ですから、これはもう近傍住宅が最終的には上限の抑えになるわけですね。多分、これが5万2千100円だと思います。単独住宅は今言ったように、町長が決めていいということになっている。これがなぜ3万5千円かという質問です。5万1千円じゃまずいのかということです。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

5万2千100円じゃまずいのかということではありますが、そこら辺はまだ、済いません、私が抑えてありません。後ほどちょっと調査して答えさせていただきたいと思います。

○9番（松山 善太郎議員）

私が気になるのは、町長にお聞きしますが、町長、この役場があるあそこら辺に医師住宅がございますね。天城町のお医者さんで、人のために医師住宅をつくつて、お医者さんが入っております。あそこは一番高くても3万5千円以上とっていないわけですよ。お医者さんですから、多分公営住宅に入ったら、最低5万2千円はとれるような気がします。なぜ、3万5千円なのかということをお聞きしております。上げる、上げれるわけですよ、町の単独住宅は町長の勝手ですので。極端に言えば、ほかにもあるかもわかりませんよ。与名間あたりには公務員とか準公務員が住んでおります。これは幾らかわかりませんが、よしんば最高とっていても3万5千円以上とっていないわけですよ。これは民間でローン借りておうちをおつくりになる方々から見たら、非常にぜいたくな話であつて、中には不合理だと思う方もいらっしゃるかもわかりません。この3万5千円を、せめてその人によって、その人の所得によって、5万2千円の一番高い公営住宅並みにはできないものではないかというお話です。どうでしょうか。これは町長が決めていいことになっているので、お聞きしております。

○町長（大久 幸助君）

その辺も、当時いろいろとお話し合いをしながら決めたわけではありますが、お医者さんでありますんで、町民税とかその他の税が、やはりこの天城町に住んでいただくようにという願いを強くしていたんです。それで、何とか天城町に住んで、

ここから亀津のほうに通っていこうということもありましたので、そんなには、やはりお願いした以上は上げれないだろうということもあって、現在ああいうような住宅料ということになっております。世間から見ればちょっと安いかわからない、そういう批判もあるかわかりませんが、またそれなりに、亀津に行かれてしまいますと、その税やそういうものが向こうにやることとなりますので、その辺を勘案してのことでございます。

○9番（松山 善太郎議員）

町長ね、3万5千円から1万5千円上げて、年間18万円ですよ。例えば、亀津あたりからお子さん連れで4人家族が来れば、地方交付税だけでも120万円つくわけですよ。やはりそういった損得の計算をすれば切りはありませんけど、そうじゃなくて、やはり人の目とか世間のうわさとかありますので、やはりそこら辺はそれなりに、役場職員ですよ、それなりに、特に役場職員なんかの場合は5万円払っても、ひょっとしたら住宅手当で半分ぐらいは役場が払うことになっているんじゃないですか、違いますかね。そこら辺は、やはり世間の人が見て、何であの人たちが住宅にいるのと、自分なんかも住みたいのにと言う人もいらっしゃいますので、そこら辺は町長がやれば角が立ちますので、どこか選考委員会あたりでも、どこかに投げて、上げるような方向にしたほうがいいと思います。

片っぽで上げなさいというからには、次は下げる方向に行きます。

家賃の減免というのが条例の17条にございます。どういったときに家賃が減免できるのか、課長、答弁をお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

家賃の減免または徴収猶予という条例がございます。入居者の収入が著しく低額であるとき、入居者または同居者が病気にかかっているとき、入居者が災害により著しい損害を受けたとき、その他特別な事情があるときというふうになっております。

○9番（松山 善太郎議員）

その収入が著しく低い人は、初めから家賃は安いと考えられますので、意図的に、町長、家賃を安くしようと思えば、この条項で利用できるのはその他特別な事情があるとき。例えば、この特別な事情があるときというのを、お子様連れで町外から来るという解釈は、ちょっと難しいですか。

○町長（大久 幸助君）

その辺については、今後やっぱり検討していきたいと思っております。ちょっと余りまたやってもいけませんし、とにかく人口を1人でもふやしていくということ

が狙いでありますので、そこはちょっと十分考えさせてください。話し合ってみたいと思います。

○9番（松山 善太郎議員）

伊仙が条例で定めているのか、特例としてあるのかどうかわかりませんが、阿権、阿三の小学校、鹿浦と阿権の小学校の募集のときに、子供さん1人につき5千円、家賃を減免しますよと、チラシにちゃんと書いてあるわけですが、チラシといいますかパンフレットに。

ですから、方法はあるはずなんです。それが例えば法的に難しいものであれば、内緒と言ったらまたいけません、1人につき5千円ずつ何らかの方法で還元するとか、方法はあると思います。ぜひそのような方向で、まずおうちをつくって、家賃を安くして、町外から子供を呼び込むと。さらに、例の保育料をただにしましたので、保育所にいる子供にお金をあげるわけにはまさかいけないでしょう。だけど、子供たちの出生祝い金をあげることは幾らでも可能です。ぜひ、町長、勇退なさる前に、いま一度出生祝い金を見直して、もうちょっと、ほかの町が絶対まねできないようなところまでグレードアップしておやめになれば、一番よろしいんじゃないかと。せっかくやったついでですので。ということで、住宅の件についてはこれで終わります。

次の財務行政に行きますが、簡単に終われそうなところから行きます。

2点目の、各課の公用車の借上げがどうなっているかというところですが、各課、当初予算に予算を組んだ総務課、あと農政課と、教委総務課、社会教育、農地整備課、これがどうなっているのか。リース契約、やったのか、やっていないのか。やるのか、やらないのか。ここら辺をまず答弁してください。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、リース代は計上してありますが、今現在のところ、車のリースは行っておりません。ですが、やはり今後、個人車でその公務を行うと、事故等がありますと保険の関係等がありまして、今後、買い取りのリース契約を結んで、保険等が該当できるような形でリース契約を結んでいきたいと考えております。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

農政課には今、リース契約している車両が2台ございます。平成26年に園芸振興費の中で軽トラック、また、平成28年度に農地中間管理事業の推進車ということで、軽貨物乗用車を、今2台、リース契約を行っております。

○9番（松山 善太郎議員）

ちょっと待って、5万円を3カ月分というのが組んであったんだけど、これのことか。

○農政課長（福 健吉郎君）

失礼しました。地域おこし協力隊の募集を、今、農業センターにかけておりました、まだ人選についてはまだなんです、3カ月分というのはとりあえず人選ができたときに、改めて、また年間追加するということになっております。また、リース料につきましては、今5万円ということでやっておりますが、実情に合った価格でリース契約は行っていきたいと考えております。

○農地整備課長（芝田 達士君）

お答えいたします。

農地整備課では、新規に3台ほど予算計上してあります。まず、既に入札してある分に関しまして、地籍調査室で型式と、6月1日に契約しております。あと、多面的支払い交付金事業で軽自動車を、6月8日に提出期限といたしまして、6月4日に入札しております。あと、基幹水利、徳之島ダム水管理施設事業として車をリース予定しております。これは見積もり提出期限を今月15日にしておりまして、6月18日に入札予定となっております。

○教委総務課長（基田 雅美君）

教育委員会総務課では、地域おこし協力隊のリース料ということで組んでありますが、まだ実施していませんが、今、業者さんと、このリースに合った、あと買い取りになれるということで、今問い合わせをして、近いうちに、近々やろうと今計画をしているところです。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

社会教育課も地域おこし協力隊でリース料を組んでございますが、社会教育課では、1台はB&Gのほうのリースの車がありまして、これは無償で、今使っております。それを利用してやるということで、今回、それは契約はしないような形で、今進めているところです。

○9番（松山 善太郎議員）

総務課は2台とも企画課に行っているの。2台予算措置してあるよ。2台あるよ。ふるさと納税と、あと地域何とか、活性化何とか、2台予算措置してあるけど、2台ともしてないのか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

大変申し訳ありません。地域おこし協力隊の分については4月から企画課に移行

していますので、総務課としては、新規で公用車のリースというのとはしておりません。その中で、今さっき企画課長が説明したような中で、地域おこし協力隊の分だということ認識しております。

○議長（前田 芳作議員）

松山議員、ちょっと待ってください。税務課に1台あるみたいです。

○税務課長（岸 恭聖君）

税務課です。濟いませぬ、うちのほうは国保特別会計のほうで1台予定しております。保険料適正賦課及び収納率向上対策特別事業ということで、1台、今年予定しております。今年度から県に移管された分で、今までは購入が可能だったんですが、県に移管された関係でもうリース事業でしかとれないということで、今年の4月に見積もり入札をお願いして、今、準備を進めているところでございます。

○9番（松山 善太郎議員）

あと、1件1件確認します。企画課長、さっきのまだリースしていないというのは2台という解釈でいいんですか。2台ともそちらに移ってきているということいいんですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

1台はふるさと納税の関係で総務課から移った分が1台、それとAYTの職員が1名ということで、2台ということになります。

○9番（松山 善太郎議員）

芝田課長のところ、2台、もう既に済んでいるということですが、幾らと幾らで、何年間で、最終的にはどうなるのか。

その前に、私のロッカーにこれが入っているんですが、どこの課かわかりません。ダイハツ、ハイゼットカーゴデラックス4WD、型式30年、色ホワイト、月額2万1千500円。5カ年間で171万円。これはどこの課ですか。

あと1台あるはずですが、あと1台入札済みがあるということでした。どれでしょう。

○農地整備課長（芝田 達士君）

お答えいたします。

地籍調査室のハイゼットカーゴです。月額2万1千500円の60回払い、5年契約です。リース契約終了後は、所有権は町に移転するという契約内容です。

あと、多面的支払い交付金事業に係る同様の軽ワゴン車です。

先ほどちょっと6月8日と言いましたが、6月4日にもう入札済みです。月額2万9千376円、これも同様60回払いの5年契約です。リース契約終了後は、

所有権は町に移転するという契約で、今、契約書を作成中です。

○9番（松山 善太郎議員）

あとは、今やっていないのが教委総務課と農政課になるわけですが、企画課と。企画はもうあとは、5年後は買い取るということで、教育委員会総務課はどのようなことを考えていますか。今、4台はもう、リース後は役場が、以前経験がありますので心配はしませんが、念のために答弁をお願いします。

○教委総務課長（基田 雅美君）

今、農地整備課と、実は情報も前から収集してしまして、同じような形でやりたいと考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

今ここにあるのが新車ですので、いずれも新車だと思っております。とやかく、町長、これ以上とやかく申し上げませんが、要するに、この前に既に60万円ずつ2年間契約してあるわけですよ。120万円払っている。しかも中古車が多かった。今回、新車で5年後は町に所有権が移るという契約にほとんどなっている。めでたしめでたしではありますけど、じゃあその前の120万円は何だったのと。一体全体。2年間払っているわけですので、28、29と。こういったのがありますので、29年度は今の総務課長です。その前の総務課長も、やはり目を光らせるところはきちっと目を光らせて、こういったお金の使い方がないように。これでもう、この件は大変いいんじゃないかと。

あと、これ、車検も2年だそうですね。全部新車が入ってきて、5年後は天城町の車になるわけですので、大事に使ってもらいたいと思います。

○議長（前田 芳作議員）

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（松山 善太郎議員）

それでは、財政、財務のほうで、払い下げの件について少しお聞きしたいと思います。

まず、前回でしたか、も取り上げていると思うんですが、会議録が、私が資料を請求したのは町長が町長になってからです。19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、この10年分の会議録を請求したんですが、会議録がな

いのがございました。総務課長、これはない年度と、なぜないのか。考えられるだけの理由で結構です、答弁してください。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

資料請求の中で空欄になっている分があります。21年の1月から22年の2月のほうが、記録はないんですが、議事録は何カ所かあるように見受けられます。

○9番（松山 善太郎議員）

もう1回言いますよ。19からつい最近まで、払い下げ委員会の会議録を請求しました。何年か分、ないのがあります。それが何年分と何年分がないのか。あと、その考えられる理由。なぜ残るべき会議録がないのか。どうしたのか。こちら辺を、考えられるだけで結構です、答弁してください。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

審議委員会は行われているんですが、この議事録がないのが19年と20年がないということで、資料を探したんですが、なかなか見当たらなかったということに至っています。

その理由につきましては、その当時の担当の事務の中での書類整理というのがどうなのかなというのが、私の中ではその理由じゃないかなと思ってはいます。

○9番（松山 善太郎議員）

22年度と24年度はあるんですか。

○総務課長（米村 巖君）

22年度はありません、済いません。21年の一部と22、23、24がございません。

○9番（松山 善太郎議員）

だからね、総務課長、いつも時間がなくなるもんで同じことを2回聞かさんで、お願いだから。だから、何年度分ありませんかと言ったら、さっきは19と20しかないと言わなかったでしょう。あと、22もなければ24もない、23もないわけでしょう。結局ほとんどないわけじゃない。で、唯一お手元に持っているのが21年度持っていますよね、21年度。先ほど確認したら持っているという話でしたが、21年度は持っていますよね。21年度の第1回、10月28日に、払い下げが審議されております。この、まず、とりあえずその美名田というところの払い下げについて、どのような内容なのか、その会議録にある分で結構です、お願いします。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

この会議録の中にあるのが、美名田の墓地の払い下げということで審議をされている議事録であります。

○9番（松山 善太郎議員）

そこは、その墓地はもともと役場が貸している契約があると思うんですが、間違いないですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

この墓地につきましては、その当時、美名田集落の方の墓地ということで契約がなされているということで、この中で議論をしているという議事録になります。

○9番（松山 善太郎議員）

もっと歯切れよく、墓地として842m²、永代使用ということで美名田に貸しているわけですね。その墓地の一部の払い下げが出てきたんですが、これでいいですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

松山議員さんがおっしゃったとおり、842のうちの202m²の払い下げの申請であります。

○9番（松山 善太郎議員）

同じく、そのときに岡前の495—9公衆用道路というのの払い下げが出ているんですが、これも間違いありませんか。

○総務課長（米村 巖君）

はい。公衆道路のり面ということで、60m²の払い下げ申請が出されております。

○9番（松山 善太郎議員）

もう簡潔でいいですので、このときのこの2件の審議の過程と審議の結果を、その会議録にあるとおりに公表してください。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

先ほどの美名田の件につきましては、この審議の中では保留になっております。それで、岡前の南袋の件につきましては審議が可決されております。

ということで、今申し上げたように、1号議案と3号議案という3つの議案が出されていて、この1号議案は保留、2号議案と3号議案についても保留という形になっております。

○9番（松山 善太郎議員）

あと、この保留になった理由、3件とも保留になっています。保留になった理由、総務課長が把握できるだけで結構です。保留になった理由は何でしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

先ほど出ましたように、墓地用地として無償貸し付けをしております。その中で重複じゃないかというのが委員会での意見で、その集落との、やはり共同墓地としての貸し付けの契約解除が先じゃないかということの審議の中で、保留になったということで、私もこの会議録を見ての中での答弁です。

○9番（松山 善太郎議員）

南袋の理由は。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

南袋の理由につきましては、側溝含めた中での分、やはりくいが確認できないというのと、そういう中での分で保留になったということで、私の中ではこの議事録を見て解釈をしております。

○9番（松山 善太郎議員）

その議事録の中に、既に石を積んで屋敷の一部となっているというのがあるんじゃないですか。確認します。

○総務課長（米村 巖君）

そうです。石積みをされているということでなっております。

○9番（松山 善太郎議員）

お聞きのとおりです。既に墓地として、美名田地区の方々が永代使用でお墓として借りている。そのうちの4分の1を払い下げたいというのが1件。

のり面、道路、側溝含むとなっていますので、のり面の下の側溝も、ひょっとしたらどうかなっていたんでしょうね。既にもう石が積んであるわけですね、払い下げに出す前に。だから、これは少し保留になったと。その後、すぐですよ、これは10月28日。間髪入れずにというほどでもないんですが、2週間後にはもう1回開いております、11月12日。このときにどうなったのか、結果だけで結構です。

○総務課長（米村 巖君）

前回保留となった分を、この審議会の中では可決をしております。

○9番（松山 善太郎議員）

町長、先ほどの答弁で、適正になされているということだったんですが、要する

に1度貸したやつを、わざわざ契約解除しているわけです、契約解除。解除して、その方のために便宜を図っている。200m²。また払い下げしているんです。それ、またその前のところは、町長人がいいものだから覚えてないはずですよ。美名田の小组長さん、町長室に呼ばれたと言っていますよ、契約解除してくれと。当時の町長は町長ですよ、間違いなく。選挙して3年目ですね、既に私は袂を分かっていたんですが、残念ながら。

ということで、既に石が積んである。人にもう貸してある。契約書もきっちりできている。その一部を譲ってくれと。その石垣の下、全部もう自分に払い下げしてくれと。それを2回目で、一旦はやっぱり良心的なのかどうかわかりませんが、当時の審議員の方々良心的ですよ、保留にしている。2回目は何ということはなく、現場も見なくて、そのままそのくいも確認しなくて、写真判定ということで貸している。

これはたまたま会議録が残っているんですよ。意図的にこの会議録だけ残したんじゃないですか、町長。町長の足引っ張ろうと思って、極端に言えば。だっておかしいでしょう。19、20、22、23は一部あって一部ありません、24、この5年間ですね、会議録ないわけですよ。わざわざここだけ残っている。これ非常に町長に不利になるんだ、これはね。なぜか。一度もないのよね、町長、このとき何を考えているか。町長、この払い下げ委員会に顔は出している。発言もしている。それをわざわざ会議録に残してありますよ。払い下げをしてくれという方向で、町長はここで発言をしている、それが会議録に残っているんだ。今となっては町長の足を引っ張りかねないんですね、これは。

このときの総務課長ですよ。副町長ですね。今の副町長がこのときの総務課長ですよ、直接の担当者。嫌と言えなかったんでしょうね。ここら辺を、町長記憶にないかもわかりませんが、一つも。この件、一応この件はこれで終わりですので、感想だけお願いします。

○町長（大久 幸助君）

私はこの貸し付け払い下げ審議委員会には、メンバーじゃないので一般的には出ておりませんが、呼び出しがあった場合には出るということにしております。私が記憶しているのは、北中学校の後ろの、あの道路のときの委員会に1回だけ出ていたんじゃないかなと思うんですが、美名田のそのことについては、ちょっと私、記憶がございませんが、記録があるんでしょうか。

○9番（松山 善太郎議員）

一緒です。同じ日に行こなわれている。

○町長（大久 幸助君）

一緒、それは一緒だったかもわかりませんが、ただ、私はその北中学校のその道路がありますね。そのことは、多分建設課から、ちょっと行って見てくれということがあって、2回ほどあそこ見に行っております。2回か1回かはちょっと記憶ないんですが、見に行っております。歩道があって、歩道の外側のほうに側溝があったみたいですが、その側溝は全部ふさがれていて、それが民間なのか、町のものか、全く私はわかりませんでした。わかりませんでしたので、そういうことをその中で発言しております、多分。わかりません、民間なのか、町のものか。そうしたら、それは後で、いや、実はそこは町のものだということを聞いておりますが、ああ、そうだったのかなということであって、それについて、早くやってくれとか、どうしなさいとかいうことは、一度も言ったことはございません。多分、私思っているのは北中学校のその点だと、もうそれしか私には記憶がないんで、美名田の墓地とかそういうところについては全く行ってない。

○9番（松山 善太郎議員）

そこは余り追及してもしょうがないところですが、町長がそこで発言したのが残っています。持っていますよね、石積みの件で。何て言っているのか。

○町長（大久 幸助君）

その件は、私申し上げている記憶あります。あの道路、北中学校の後ろの、それについては発言しております。そこで呼ばれましたので、どうでしたということがあったんじゃないかと思いますが、そこはちょっと記憶はあるんですが、その墓地のことについては私、一言も言っていませんし、全くわかりません。また、それを言って、あとは帰ったんじゃないかなと記憶するんですが、その道路のことについては実際に申し上げております。

○9番（松山 善太郎議員）

総務課長、そこで町長が石積みの件をどうにか言っていますね。わざととか、そこだけ短くて結構ですので、読んでもらえますか。大丈夫よ、そんなに悪いことじゃない。

○総務課長（米村 巖君）

それでは、お答えさせていただきます。

「今、説明があった現場を2度ほど見に行きました。完全に個人の土地と思い込んだものの、私も町有地だとわからなかった。排水路が埋まっていたので、何々さん個人のものだとしか思いませんでした。よくよく調べてみると、町有地だとわかった。わざと石を積んだものではないと思います。」というような回答というか発言をしております。

○9番（松山 善太郎議員）

今、テレビで盛んに、町長、はやっていますね。町長、私何度も申し上げるように、町長は悪気のある人ではない、確かにね。しかし、わざと積んだのではない、自分は町有地だと思っていたいなかった、調べたら町有地だったと、これは、そこにわざわざ建設課長連れて行っているんですよ、このとき、その審査委員会に。だから、もう完全にそこで建設課長も、もう道路であれば行政財産だから、早目にこれは普通財産に移さんといけないねとか、もう払い下げありきなんですよ。石を積んだのをとがめるといふ人は一人もいない。これはまさに思いやり付度ですよ。町長の意向を付度して部下が動いたと。

気になるのは、この21年の冒頭で、払い下げ委員会はとにかく不正があると。ぴしゃっと録音をとって会議録をつくって署名捺印をしようと、そういったことを言っているんです。そのあと、22、23、24と会議録はつくられていない。これ、まさにまた森友じゃないですか、文書隠し。おととい書庫行ってみましたか、財産管理の書類、総務課長、書庫行ってみましたか。答弁。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

書庫の中でしか、前の文書はありませんので、保管をしていますので、その中で、私は冒頭申し上げたように、見当たらなかったということです。

○9番（松山 善太郎議員）

これは、町長、ここでぴしゃっとつくりなさいと言っている、つくるということその委員会で言っているわけですよ。さらに、そのあと3年分も4年分もない。これはもう、疑いたくはありませんよ、疑わざるを得ない、何があったのかということですよ、この4年間の払い下げで。これ一部残っている、会議録が。町長に不利になるように残してある。当時の副町長が、多分残したんじゃないですか。ですけど、それはさておいて、この文書がないというのを、これはその登記関係の書類もないんですよ、探してもらったら。だから、財産管理に関する書類が全くない。だからこれは、登記、町有地から落ちている分の登記をこまめに綿密に探していけば、どこかでは行き当たるかもわかりません。その当時、誰に、どこを払い下げたかというのを。

たまたま一覧表を見たら、当時の大物あたりが、会議録はないんですよ、このメモみたいな感じでこう、横に長いのが残っていて、審議会の一覧表みたいなのがあったんですよ。やはりありますね、大物の方が高釣あたりを払い下げています。そういうのもありますので、ここはいま一度調査する必要があると思うんですけど。決算書から結構面積が落ちている。面積が落ちているけど、ここにはない。ここで払い下げしているけど、また決算書から落ちていないときもあります。ですから、

ここら辺の整合性というのを一度、やはり総務課長なり誰かにきっちり調べてもらったほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

公有財産の払い下げ、貸し付けについてを、やはり大事なことでありますので、書類というのは残さなければいけないということで、先ほどの不備の点についてを事務の処理の中で、どこに、職員が入れておいているかもわかりません、その辺の追跡調査をしながら、また再調査をして、その辺をちゃんとしていきたいと思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

ここらで次に行きたいと思いますが、ちなみに24年まで、一番最初、残念なことにこの会議録のないときに、19年はここにいらっしゃる議員が総務課長でした。そのあと20年から24年までは、いわゆる松原コンビです。森田、麓というのが総務課長をしております。そのときの払い下げの記録がないわけです。ここら辺も御承知おきを置きたいと思えます。公用車の借り上げやら。

それでは、続きまして、教育行政に行きたいと思えます。

まず、住まいから入りたいと思えますが、三京のほうはできるだけ早目に引き寄せてでもやるという、やってみたいという町長の意向ですので、できるかと思えます。要は西阿木名なんですかね。西阿木名に教員住宅がございますか。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

以前、教員住宅ありましたけれども、それは払い下げをしてあるだろうと思えます、建設課にですね。現在は、瀬滝のほうに西阿木名の分の住宅2棟つくってあります。

○9番（松山 善太郎議員）

そこなんですけど、教育長、きのうからやってしまったのという話は何回もしてありますが、つくってしまったのはしょうがないですけど。その西阿木名の、あれは小学校の分ですよ。西阿木名小学校のあれをわざわざ瀬滝でつくってね。例えば、そこにお子様のいる、子供さんを連れた教員の方が入る。これは当然兼久小に入るんじゃないですか、違いますか。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

住宅を建設したいきさつにつきましては、西阿木名地区に土地が確保できないということで、いろいろ探してみても、瀬滝にあるということで、今おっしゃるような

子供さんは、特認校制度で西阿木名に行っているということで理解しております。

○9番（松山 善太郎議員）

特認校制度で阿木名のほうに行っているということで、半分は納得します。

あと、西阿木名中学校の分の教員住宅というのはないわけですか。

○教育長（春 利正君）

お答えいたします。

先ほど、2つは西阿木名の分と申し上げましたけれども、1つは小学校、1つは中学校の先生が住んでいるという形になっております。

○9番（松山 善太郎議員）

だけど、それ、余りばらしたらいけないんじゃないですか。西阿木名小学校の登録になっていますよ、25年度の2戸。

北中と天中に11戸ずつあるんです、教員住宅。住宅の一覧表、条例から見ますと、西阿木名、中学校の分、ゼロなんです。基田課長、1戸ぐらいつくったらどうですか。5年ぐらいつくってないんですけど。

○教委総務課長（基田 雅美君）

済みません、私も今、教育長がおっしゃっていたんですが、余り把握はしておりませんでした。やはり先ほどから質問等で、今、山海留学制度等いろんな、この4月、5月、勉強させていただいた中で、やはり必要だと感じております。

○9番（松山 善太郎議員）

これ、5年間、もう教員住宅は大体あるということでつくっていないわけですが、やっぱり先生方を、住んでもらうためにはやはりいい住宅ですよ。昔の、平成元年もそんなに古くはないですけど、29年前の住宅とかそこに住むよりは、新しくつくったほうが魅力的で来てくれると思いますので、ぜひ阿木名にも教員住宅、1戸ぐらい、中学校用といえばもうゼロですので、間違いなく県もすぐオッケーすると思います。

あと、三京分校も、さっきも出たんですが、三京分校に行って、複式の授業見たんですが、学級編成要綱というのがございますね、あれに複式の場合につながる、引き続き2つの学年で複式をつくるというふうになっていますが、あれは2年生と6年生と、全然問題ないわけですか。

○教育長（春 利正君）

お答えをいたします。

引き続き学年とありましたけれども、これは2年生と6年生で複式という基準を設けてあります。ちなみに、昨年は1年生と5年生でしたので、1年生を含むと、加配が入ります。その子供が2年生になりましたので、今度は加配はないというこ

とで担任は1人、そして、教頭先生が配置しているという形になっています。

○9番（松山 善太郎議員）

教育長、教頭配置と言いましたけど、教頭先生もともといるわけですので、こないだ行ってみたら、英語、算数、理科の授業は困ると。自分が行って必ずしないといけないと。確かにそうですよね、6年生の英語と算数じゃ、2年生じゃ全然違うわけですので。あそこら辺は、やはり時間割に合わせて、週に何回でも臨時の教員でも雇えんもんですか。

○教育長（春 利正君）

お答えをいたします。

現状としましては、担任が2年生と6年生の教科を授業しなくちゃならないわけですけども、負担になるということで、教頭先生が持っていていただいていると。教頭先生の業務というのは、学校の規模が大きい、小さいにかかわらず変わらないわけです。そして、教頭の業務のあと1つの中に、教育をつかさどる、授業するというのもありますので、その辺、授業を持っていただいております。

今おっしゃるように負担が大きいのではないかなと、今後の課題ではあると思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

教頭の負担になるという、教育長、おわかりであれば、やはり今後の課題というよりも、考えてもみてくださいよ、算数と、英語はコマが少ないですので、週1かもわかりませんが、算数だなんていうのはほぼ毎日ですよ。理科もとなると、ほぼ毎日授業に出ないといけないことになるわけですよ。そこは応援に行っておると。社会とか音楽とか、そこら辺は確かにそうですよね、一緒に歌を歌ったり、絵を描いたりできるでしょう。算数のここで足し算、引き算教えながら、ここでは分数、少数教えるというのはどうも無理な気がするんですよ。毎日とは言いませんよ、やはり週に何回かその時間割を組んでもらって、算数と英語のときぐらい、臨時の教員を頼んでもいいんじゃないかなと、私であればそう思いますけど。そんなに難しいんですか。

○教育長（春 利正君）

町単独で雇用するとか、そういうことになりますと、やはり莫大な費用がかかりますし、現在のところは三京分校の学校の中で、担任の軽減をする、そしてまた、子供の学力を定着させるために、教頭先生が授業を持っているという状況で、今、進めているところであります。

○9番（松山 善太郎議員）

これ以上は言いませんが、教育長、莫大な費用という、そういう言い方をすると、

テレビを見ていると、ああ、そんな思わなかった、何でそんな15万円、15万円ぐらいで済むんじゃないの。10万円、15万円で、毎日じゃないわけやから。週に何回かですから、月に半分ぐらいのもんですよ。せいぜい10万円ぐらいでしょうが。それも今からでいいですから、2学期からになるかもわからない、そんな莫大な費用はかからないはずですよ。教育長が莫大な費用と言いますと、町長は笑っていますよ、100万円ぐらい莫大かなと思って。

今回のメインは山海留学ですので、そこに行きたいと思います。

きのうですか、答弁をずっと聞いていますと、集落の区長さんとか、実施委員会とかにずっとこだわっているようですが、推進協議会はできているわけですか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

規則の中で、協議会になるべく役職等はできてはおりますが、実施委員会のほうできていませんので、形としてはまだ名前が抜けてはおります。

○9番（松山 善太郎議員）

教育長、課長、やはり順序というのがあると思っておりますよ。町全体を網羅するのが推進協議会ですよね。今度新しくつくった規約のどこかにちゃんと書いてある、実施委員会は校区ごとに組織すると。その前に、町全体として、なぜその推進協議会を早目につくらないんですか。そんなに難しいメンバーじゃないと思いますよ。メンバーと、なぜ早々につくらないのかということ。これ、去年からやっていますから、お願いします。

○教委総務課長（基田 雅美君）

実は、今回質問がありまして、私のほうもできていないというか図にしていないものがわかりましたので、急遽作成はいたしました。このメンバーが、教育委員、教育長、校区の学校長、教頭、そして実施委員会役員、議会の総務文教常任委員の委員長、総務課長、教委の総務課長ということになっております。その中で、この実施委員会というのができていないということ、きのうからずっと話しているところでして、私も4月から来て、話を聞いた中では、やはりこの実施委員会ができないとなかなか開けないということを知っていたもんですから、まだこのままの状態でした。

○9番（松山 善太郎議員）

それは逆じゃないですか。今度おつくりになった要綱には、実施委員会のメンバー、この前も注意してあるんですよ、要綱をつくる時は実施委員会のメンバー入れなさいねと。実施委員会をつくるようになっていきますけど、実施委員会はじゃあ誰々が入るの。その横には書いてないんですけど。

○教委総務課長（基田 雅美君）

実施委員会はいくまでもその校区の皆さんということになっていると思います。

○9番（松山 善太郎議員）

ですから、その実施委員会のメンバーを要綱に明記したほうがいいですよ。今言っているように、区長さん1人じゃないわけですよ、区長会で説明した、区長一人じゃどうしようもないわけでしょう。まず実施委員会のメンバーを決めないとどうしますか。そこに誰が入るのか。区長が入るのか、民生委員が入るのか、地区のPTA会長が入るのか。あと、別にどうでもいいんですけど、その地区に町議会議員がいれば入れるのかとか、そこら辺をその協議会でもんで、実施委員会の形をつくらんことにはどうしようもないんじゃないですか。誰がその実施委員会をつくるの。つくる人がいないでしょう、協議会を先に立ち上げないと。だから、そこは順序が逆になっていませんか。実施委員会のメンバーをまず決めないと、動きがとれないんじゃないですかと。お金も実施委員会におろすわけでしょう、20万円。だからそこら辺をどうしますかということですよ。いま一度。課長のほうがいい、課長。答弁。

○教委総務課長（基田 雅美君）

この規約を見ますと、そこまで具体的なことが載っておりません。それと、実施委員会としか載っておりません。それで、昨年度からこの総務課と、そして6月から地域おこし協力隊きて取り組んだものを私も一応全部把握しているつもりですけれども、その中で、実施委員会を立ち上げようということを、まず三京のほうからやろうということをやったそうです。

でも、過去の実施委員会のメンバーも見させていただきました。そういう中で、まず区長のほうから、やはりそのアンケートの結果を踏まえて、逆にアンケートを見ると、やはり要らない、賛成より反対のほうが多いということで、その中で、教育委員会総務課のほう、そして地域おこし協力隊の中で、ことし2月から3校区の区長にお願いして協議をしながら、この実施委員会をどうにかしてもらえないかと、立ち上げてもらえないかということで、話もして、4月、日にちはちょっと今お答えできませんが、三京のほうで、西阿木名区長、三京の区長、私、西阿木名小中学校の校長先生、そして三京分校の教頭先生、地域おこし協力隊のメンバーで集まって、話をして、とにかく実施委員会をお願いしますということで、そこでなりました。

その後、先ほどから言っている、区長のほうから、なかなか自分たちの力では、その実施委員会を今立ち上げることが難しいということを申し入れがありまして、5月にまた再度、3校区の区長とも話も今して、おとといもちょっと話をしたんですけれども、今、そういう状況です。なかなかこの実施委員会をつくることも難し

い状況にあります。

○9番（松山 善太郎議員）

実施委員会をつくるのが一番難しいということは、課長、重々私は承知しているつもりです。ですから、何度も申し上げている。実施委員会を構成する人間をまず決めたほうがいいんじゃないのと。規約にそれをまず明記しないと、実施委員会をつくりますと、じゃあ誰々でつくるのという話になる。ですから、それを協議会もまだすら立ち上げていない。その協議会の中で知恵を出し合うんですよ、三京でこういったことをしてやろうと。前に一応やっていると。だったら、実施委員会のメンバーそれで行こうかと。世の中も変わってきているから、この人は省いてこの人を入れようかと。それをベースにして、実施委員会をこういった方々で組織してもらえませんか。例えば民生委員でしょう、区長でしょう、区長の経験者でしょう、やっぱりPTAが絡むから入れるでしょう。

もちろん。そういった方々でももらえないかと、そういうのは教育委員会が主導して、協議会の名前で出さないと、区長さんに行って、つくって、つくってしても当然それは無理ですよ。私、自分でも無理なような気がしますよ。与名間に実施委員会つくってくれ、お金ぽんと20万円あげて、実施委員会つくって何とかしてくれち言われても、そんなんちょっと難しいですよ。だから、そこら辺は教育委員会が主導しないとできないんじゃないのということを2回も3回も申し上げていて、その実施委員会をつくったほうがいいんじゃないのということを言っている。ですから、その実施委員会のメンバーをまず大まかでも構いませんので決めるようにしてもらえないもんですか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

お答えします。

この2カ月間、私も実は、やはりこういう協議会を持たなくちゃいけないと、実は思っておりました。その中で、この実施委員会の役員がないもんでできないと思っ込んでいたんですけども、今の話も聞きまして、本当、この山海留学本当に進める中ではもう必要だと思いますので、早急に皆さんのほうにお願いをして、集まっていただけるようにしたいと思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

よろしくお願ひします。で、難しい問題を一つ。実施委員会もできて、これから動いたとしまししょう、私の集落に、今、都会から来ている人がいます。これは来年1年生が入ります。これ、山海留学に該当させられるのかどうか。ここは勘で結構です、どうなるか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

済いません、今答えることはできませんが、この山海留学の制度としましては、こちらから募集をしまして、今の状況では里親とかなっておりますので、この要綱等をすぐ、本当に今言われた協議会等ですぐして、できる、できない、そういうことを今後またやっていったらいいんじゃないかなと思います。

○9番（松山 善太郎議員）

方法は、要綱をちょこっと変えて、もう29年度からはできていますので、29年度にこっちの立ち上げがおそくなっただけであって、要綱改正してありますので、ことしもう既に入っている人は該当させますよという解釈で、ぜひその方向で頑張ってもらいたいと思います。あと1家族ぐらい来る予定もありますので、できるだけ適用するように。決して我田引水ではありませんけど、三京にいる1年生も去年から来ていて、今、2年生になっていますよね。制度がちゃんと動いていれば、あの子も今から3年生、4年生、5年生、6年生まで制度を適用してもいいんじゃないですか。そこは何とか、できるだけ子育てに有利になるように、人口増につながるようにできるだけ、あくまでも町の単独事業ですのでできないことはないと思います。そこら辺もひとついいほうにと言ったらおかしいんですが、ぜひそこら辺を頑張ってもらいたいと思います。

とりあえずその協議会と、先にすぐ、協議会はすぐできますので、要するに集落の実施委員会のところに、区長さんの名前でも、PTA会長の名前でも、本人にだけ承諾もらって入れておけばいいわけですので、すぐできると思いますので、立ち上げて、すぐ会合を持って、実施委員会を立ち上げたいけどということで相談してみてもいいと思います。これはやっぱり早目に立ち上げないと、来年度からもう募集間に合いませんよ、今のようにはしていただかね。

じゃあ、次に行きたいと思います。

最後になりましたが、交通不便地域の対策ということで出させていただきます。

要は、申し上げたいのは、南部地区全体もそうですが、三京、当部に公共の乗り物が私はないと思っていますが、いかがですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

この地域は長年公共交通の空白地であり、また当部地区に至りましては、高齢化率は70%を超えており、自家用車を所有している方が少ないと思われ、買い物や通院など、不便を来していると認識しております。

○9番（松山 善太郎議員）

課長、おもしろいね。国会を見るようですけど、答弁書を書いて持ってきて読むようにしているんですか。

私もちょっと見てきましたよ。当部と三京で、75歳以上の人が約40人います。75歳以上ですよ、高齢者じゃなくて。75歳以上の人が約40人、お亡くなりになった方も1人いるような気がしますので。ですから、この方々は、買い物に行くにしても、病院に行くにしても、私、車乗っている方も、その中には車乗っている方も何名かいらっしゃいます。その40人のうちの30名ぐらい。また、65から75の間の方も、1人、2人は車に乗れない人とかいらっしゃるとは思わないかなと思うんです。ここら辺をやっぱり何とかしてあげるのは、それはお互いの義務じゃないですか、極端に言えば。公平という面から見ても、弱者をいたわるという面から見ても、これはお互いやるべき仕事だと思っていますよ。

後ですね、西阿木名、例えば西阿木名から買い物に行こうとします。8時30分のバスがありますね、8時30分のバス。ごめんなさいね、これは自分のところだわ。西阿木名はもうちょっと不便でした。西阿木名は8時18分があります。8時18分のバスがありますね。これで平土野に行きます。帰りは12時26分なんです。これしかない。その次のバスは11時28分というのがあります。これで来ても、12時26分ではとてもじゃないが用事を済ませて帰れませんね。その次のバスは3時41分です。平土野から阿木名に帰れます。この2本しか、利用可能なバスないんですよ。私のところの北部になりますと、8時半、10時35分、12時、13時30分と4本バスがある。13時30分のバスで来て、2時前について、帰りは4時40分というのがある。その前に、1時10分、11時40分、10時15分と、帰りが4つ、来るのも4つあるんです。

バス利用する方がどれぐらいいるかわかりませんよ。こういう便利なものがあるわけですよ。ですから、ここら辺のバランスというのを、公平さというのが著しく欠けているんじゃないかなと。西阿木名、瀬滝はまた2便でもあるからいい。三京、当部は全くないわけですよ。ここら辺を何とかしてもらえないかということですが、デマンドを検討するということですが、デマンドは大丈夫ですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

今、北部のほうにデマンドバスが運行されていますが、この運行されている時間帯が、かなりあきがある時間帯がございます。その辺のあきの時間帯を南部のほうに走っていただくということは、十分可能だとは思っております。

○9番（松山 善太郎議員）

ですよ、それちょっと見てみますと、与名間から8時半に来て、10時15分です。次、行っているのが11時40分ですので、約1時間あいています。与名間から13時30分に来て、平土野から次出るのが14時40分。ここでもか

なりあっています。ですから、時間のあいているところが1時間半と、3時間ぐらい、時間があいているんですね、ここ、結構。ですから、数えてみると非常に不便なんです。当部回って、三京に行って、阿木名に行くだなんていうのは。もう当部、三京に限定しますか。そうしかできないような気がします。当部、三京回って阿木名まで行く。阿木名に人をまた乗せて、三京寄って、当部寄って平土野来るちゅうのは、誰が考えても余り合理的じゃありませんので、ここら辺、もうちょっと工夫がいると思います。

それと、きょうの本題は、そこは時間がいろいろかかりますので、その路線バスを利用すると、南の入、その待ち時間が4時間もあるんですよ。先ほど言いましたね、8時のもので行ったら12時、8時で来たらもう3時ですからかなりある。11時で来ても、次は3時40分、行って帰るのに4時間ぐらい。4時間用事があるとせばある。ないと言えないです。こういっただのがありますので、非常に不便を来している。

買い物とか、買い物の代行ですよ、通院を代行する、こういうのは考えられないものですか。役場の単独で結構だと思いますよ。週に1回でもいい、週に2回でもいい。月水金でもいい。役場に電話が来たら、デマンドバスじゃなくて役場の車の走るようなことは考えられませんか。保健福祉課長の分野かな。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

バスの運行という形になると、いろいろ法的な制約が出てまいります。そこで、福祉サービスの部門でということになれば、何らかのハードルはあるかもしれませんが、検討の余地はあるのかなと考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

人を乗せて走るとなると、いろいろうるさいのがあると思いますよ。ですけど、役場で行きたくない。何とかしたら、人を乗せて走れるような許可をもらえるんじゃないですか。時間を決めて、午前中に行って、連れてきて、病院行って、買い物して帰ればいいんじゃないですか。そういうのができないかなと、町の単独で。別に補助金もらえないでも、保健福祉課にいっぱい人がいますがね。可能性はあると思うんですけど。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

今、似たようなサービスとしまして、社会福祉協議会のほうで、登録制度なんですけれども、病院とか買い物の代行というか、連れて行くというサービスがございます。そのところ取っかかりで何かできるか、ちょっと申し上げたように人を乗せて走るといふところなので、そこをどうクリアできるかは、また、検討させても

raitai to omotteiru n desu kedo, kono sakunayasanaisabasu da to iu no wa omuka nishiroshi te o rimasu.

○9番（松山 善太郎議員）

zebi, honjima no tashika, ushin, daiwa, asokorabidatta to omoimasuga, yasei o tsukurimasu ne, nichio o kimete, JA desu ne, JA ga sono yasei o shimete, nanshi no shijou ni motte itte oru n desu. sabasu desu yo. yahari sou itta sabasu o, wa ha dekiru you na ki ga suru n desu. hoken fukushu ko ni 30 nagurai shimin ga iru n janai n desu ka, yakuba no naka ni. sono naka kara, shu ni 1 kugurai, tsuki ni 8 kai desu yo, nenkan de yappari 70 kai, 80 kugurai ni narimasu kedo, andake no shimin ga iru kara, nenkan 1 jin 3 kai de ii wake desu yo. sono kaimono no daiyugurai, kurasaie junbun sureba itsu demo dekiru you na ki ga suru n desu. zebi, soko o kangaete, machi chaga iru uchi ni kessai o moratte, dekiru you na koto ni shite moraitai to omoimasu.

ijou, iroiro no omoshirogemashita ga, yahari chuuo no shuaku no tatekae, ato, nanbu chiku no shunryu, dairo to iroiro arimasuga, yahari baransu no ii machi no shi o kangaete, kenmei ni tsunagatte moraitai to omoimasu.

iroiro no omuwazai o omoshirogemashita ga, machi chaga, ijou de ijyan shimon o shiwari masu.

○議長（前田 芳作議員）

ijou de, matsuyama shuntaro kun no ijyan shimon o shiwari masu.

shibaraku shuisei shimasu. 13 ji 15 bun yori saikai shimasu.

shuisei kuno 0 ji 06 bun

saikai kuno 1 ji 15 bun

○議長（前田 芳作議員）

shuisei mae ni hikitsuzuki, kai gi o hirakimasu.

△ 日程第2 議案第33号 天城町義務教育就学児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

jichu dai 2, gisan dai 33 gô, tenjyô chû jû gaku kyô giu shu e i ryô hui hui no shu se ni kan suru jô rei no i bu o kai se suru jô rei ni tsu ite o gi tan to shimasu.

honan ni tsu ite, teisan riyu no shu me o motemasu.

○町長（大久 幸助君）

gisan dai 33 gô, tenjyô chû jû gaku kyô giu shu e i ryô hui hui no shu se ni kan suru jô rei no i bu o kai se suru

る条例について、説明します。

本案は、天城町義務教育就学時医療費の助成に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものです。

内容については、現行の助成要件である天城町の区域内に住所を有する児童を養育している者に、町外に進学した児童を養育する者を加えることで、対象児の拡大、児童の健康の保持増進をより一層図り、もって本町の児童福祉の向上に資する目的として、一部改正をするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これから、議案第33号、天城町義務教育就学児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第34号 天城町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第3、議案第34号、天城町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第34号、天城町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、説明します。

本案は、天城町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものです。

内容は、鹿児島県の住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関の窓口における自己負担の支払いをなくす制度が、平成30年10月1日より始まることから、条例の一部を改正するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号、天城町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第35号 天城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（前田 芳作議員）

日程第4、議案第35号、天城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第35号、天城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、説明します。

本案は、介護保険法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定等を受けることができる者について定めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから、質疑を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

質疑というよりも、その指定居宅介護支援というのがどういうものなのか、具体的に説明してもらえませんか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

わかりやすく申し上げますと、訪問介護と申し上げますと一番一致しやすいのかなというところですよ。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○9番（松山 善太郎議員）

人員とかをどうするということですか。人員及び運営に関する基準というのがあります。人員の基準となりますと、どこかに何名以上とかどうかというのがあるわけじゃないですか、見えないんですけれど。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

その人員の基準につきましては、介護保険法の79条と81条のほうに規定されているところです。これに準じますので、特に条例の中ではうたっていないところです。

○9番（松山 善太郎議員）

ですから、79条というのを、ほとんどの議員が介護保険法という本を持っていないはずですよ。介護保険法の79条と81条というのがどういうものなのか。支援事業をするときに、スタッフが何名いないとできないということが書いてあるわけでしょう。

今、79条と言いましたけれど、その趣旨の第1条のところに町長がさっき提案理由の説明のところでも79条と言ったんです。その趣旨の第1条には、47条と81条といのがあるけど、79条がないんです。これはなくてもいいものですか。

この2点。

例えば79条と81条に人員とか運営に関する基準というのがあるわけでしょう。私たちはその79条とか81条とかいう法律の本を持っていないんだ。見てもないから、79条というのはどういった定めになっているのか。81条がどういった定めになっているのか。そこら辺まで、1回聞いたらちゃんと親切に説明してください。それが1点。

その第1条に79条というのが入っていないんだけど、これでいいのですかということ。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず1点目です。79条につきましては、第1項としまして、第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行う。いわゆる申請のあり方です。

第2項都道府県知事は前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第46条第1項の指定をしてはならない。

1号で申請者が法人でないとき、2号当該申請に係る事業所の介護支援専門員、要介護者等からの相談に応じ及び要介護者等がその心身の状況に応じ、適切な住宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、市町村居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連携調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として、政令で定める者をいう。その人員が81条第1項の厚生労働省令で定める人数を満たしていないとき。

あともう一点が、申請者が第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って、適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるときに取り消せるというところで、79条が定められております。

ただ、ここが先ほど第2項のほうで、都道府県知事はとありますけれども、ここが権限移譲で天城町それぞれの保険者においてきているところです。

続きまして、81条です。第1項、指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める人数の介護支援専門員を有しなければならない。第2項、前項に規定する者のほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。第3項、厚生労働大臣は前項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準、指定居宅介護支援の取り扱いに関する部分に限るに定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聞かなければならない。というふうに定められております。

また、質問の2点目の79条第2項第1号という文言なんですけれども、条例第3条の第5項のほうにうたわれております。

以上です。

○9番（松山 善太郎議員）

ゆっくり見たら、このどこかに例えば事業をしようとするときに、ヘルパーさんが何名いないといけないとか、ケアマネジャーみたいな資格の者が何名いなければいけないというのは、どこにも出てこないんですか。普通は人員及び運営に関する基準であれば、人員がどこかに出てくるんじゃないか。今ずっと読んでいても、人数は全然出てこないんだけど、人員に関する基準というのは、例えば5人を預かるときにはスタッフが何名いなさいというのが普通あるという気がするんです。これは、そういうのではないわけですか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

その部分につきましては、第4条指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、この条例に特別の規定がある者を除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む）の定めるところによるものとするというところで、規定されているところです。

○9番（松山 善太郎議員）

だから、その基準省令にあるでしょう。天城で事業所をしようとした場合に、どういったスタッフが何名要るのかというのが、これじゃ全然見えないから、説明してもらえませんか、具体的に人数が出てくるのを。そこがわかってないならわかってないで、もういいよ。そんなに面倒くさいことは聞いていないつもりだけど。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えします。

人員に関しましては、かなり分散しておりまして、申しわけないですが私のほうでは今把握していないところですので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号、天城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第36号 天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長(前田 芳作議員)

日程第5、議案第36号、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長(大久 幸助君)

議案第36号、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、説明します。

本案は、基金の国費返納による減額並びに鹿児島県家畜導入実施基準の一部改正に伴い、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(前田 芳作議員)

これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番(上岡 義茂議員)

基金条例の基金の引き下げのほうと、11条の削除したところの説明をお願いします。

○農政課長(福 健吉郎君)

お答えいたします。

この基金条例、以前の額が2億3千600万余りということで、ずっと変更してございませんでした。今回、23年度から29年度にかけて国費分の返納ということで、1億5千万円ほど返納いたしました。

それに伴いまして、現在は全て県費と一部町費が入った形での基金運用となっております。

おります。

ですので、29年度末の基金総額となります1億5千450万1千円、これを条例の中で基金の額として定めていきたいと思っております。

また、11条につきましては、今までは借受者が借り受け期間中に事故等があったときには免除規定がございましたが、これについても鹿児島県の家畜導入実施基準というものがございまして、これを30年1月に改正されております。

それに伴いまして、基本的には貸し付けたものについては原則としてその分相当を返納させるということと、ただし書きがございます。自然災害に起因するもの、また第三者の行為により発生した被害、また先天的疾病を有すると認められる場合、こういった場合を除いては、貸し付け額を満額返済してもらうという基準になっておりますので、今回11条を削除したところでございます。

○8番（上岡 義茂議員）

現在で貸し付け導入を利用されている方、天城町で何名ぐらいいますか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今、貸付頭数236頭、7千万円余りの貸付額ということでございます。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第37号 天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関

する条例の制定について

○議長（前田 芳作議員）

日程第6、議案第37号、天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第37号、天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について、説明します。

本案は、天城町牛肉処理施設建設に伴い、天城町牛肉処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから、質疑を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

まず、最初のところから、第6条、休業日、水曜日及び土曜日、日曜日の午後となっています。具体的には、どことどこが休みなのか、お願いします。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

基本的には、定休日を設けようということで、水曜日が定休日でございます。さらに、土曜日と日曜日の午後という解釈でございます。したがって、土曜日の午後も休みということでございます。

○8番（上岡 義茂議員）

2ページ目の処理手数料の12条の2項のところ、町長の前項の規定にかかわらず、手数料を減免することができると思いますが、どういった場合に減免をするのか、説明をお願いします。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

そこまでは私どもも考えておりませんで、基本的には余りないことだとは思いますが、ですが、今後そういうこともあるのではないかとということで、今のところは想定をした形ではありませんが、文言として入れてあります。

○議長（前田 芳作議員）

想定はしたことはないということか。想定はしていないんだけど、文言は入れておくということですか。

○6番（久田 高志議員）

休業日の件なんですけれども、やはり祝日前は営業するべきではないかなと思ったりします。その上の営業時間、これも8時30分から5時という時間ではなくて、例えば10時ぐらいから6時ぐらいまで、そういった方向もあります。

もう一つ、一番気になることです。やはり生肉を扱う施設です。万が一に備えての肉の保存、要は責任の所在等がはっきりできるような体制ができていないように思われます。どう考えていますか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

先ほどの営業時間と休業日についてでございますが、5月18日にオープンいたしましたして、それから開業した形をとっております。

今後、この1年間ほど営業してきて、その中で修正があればまた再度改正したいと思っております。

2番目の責任所在、こういったところも今抜けているようでございます。基本的には持ち込んで解体処理、そして保存期間約6カ月、これについては猟友会の方々の考え方でございますが、冷蔵保存については6カ月程度ということにしておりますが、これについても食品衛生法、こういったものもしっかりと読み込んでいった上で、しっかりとした形で肉の管理のあり方とかも盛り込んでいけるよう、今後改正も含めて検討していきたいと考えております。

○6番（久田 高志議員）

冷蔵の保存期限ということじゃなくて、例えば冷蔵をして、販売をして、一定の消費期限を入れると思うんですけれど、その後にとこの店舗なり、個人消費なりで食中毒が発生した場合の責任の所在なんです。

肉の保存を、サンプルを保存しておけば、責任がある、ないがはっきりするわけです。飲食関係ですと、提供した食材は数日間は保存しておかないといけないというような法律の定めもあるはずですよ。

そういった責任がない場合でも、責任の所在がはっきりしない状況が生まれるんです、今のまま全部出してしまうと。そういったところの整備をちゃんとしなくてはいけないのではないですかということです。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

確かに今そういった事案が発生した場合には、なかなか特定する手段がないかと思えます。今、畜産分野、肉用牛の分野におきましては、耳標ですとかトレーサビリティ、こういったことがしっかりしていて、解体した肉がどこで生産されたとい

う所在がはっきりするようになっております。

今後、今言ったようなことも含めてしっかりと、販売した肉いつ持ち込まれて解体した肉か、そういうこともしっかりとわかるような管理の仕方を考えていきたいと考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

施設の管理というのがありますが、施設の管理は天城町と猟友会が主体となつて行くと、これについてですが、管理というのは建物の維持管理だけなのか。例えばそこで働く人、肉を売る、買う、ここら辺の分はどうなるのか。天城町はどこまで関与をするのか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今現在の施設の管理については、町と猟友会が主体となつて行くと書いてございます。

今までの議会の中で、最終的には猟友会を含めた管理組合の運営ということを考えております。ですので、今年度か来年2、3年においては、町も直接関与、直接支払いもあります、そういった形で運営をしていって、最終的には管理組合なるものが施設及び雇用する人たちを管理するという方向にもっていきたいと思っております。

そういうこともございますが、今現在は設置条例を早急に設置したいという思いもありまして、今現在では町と猟友会の両方で管理していきたいと考えております。

○9番（松山 善太郎議員）

もう少し踏み込んだ形になりますが、例えばそこに人を雇うわけですが、水曜日だけが休みであって、あとの6日間があいているわけですから。イノシシを持ち込んでくる分をどんどん買う、そこら辺は最初は黒字が出ないと思うんです。そういったときに、管理の部分が運営費まで役場が持つのかどうかということです。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今から審議いただく補正の中にもございますが、解体賃金と事務加工賃金、こういったものも農政課の中に計上させていただいております。ことし1年かけて、しっかりとその辺は向こうの売上金と支出するお金、こういったものをしっかりと調査、管理して、来年もしくは再来年ぐらいにはしっかりとした形で年間経費を捉えていきたいというふうに考えております。

○7番（秋田 浩平議員）

ちょっと気になるのが、別表3での下記の異常が1つでも見られる場合は買い取

り、食用にしないというのがありますが、これはあくまでも猟友会の方の判断になるわけですか。1つの何か基準があるわけでしょうか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

平成25年3月に鹿児島県のイノシシ・シカ肉衛生管理ガイドラインというのがございまして、28年1月に改正もされておりますが、ほぼそこから抜粋、それを添付したということでございます。

○7番（秋田 浩平議員）

この実際の判断は猟友会に任せるという形で、こちらは捉えていいわけですか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

そのようで結構です。猟友会の方々にも、こういったものをしっかり読んでいただいて、こういった個体が来れば受け入れないということにしております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号、天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第38号 天城町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（前田 芳作議員）

日程第7、議案第38号、天城町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第38号、天城町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、本案は、天城町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条3項規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容は、町民税と法人税の税制改正に伴うものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号、天城町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第39号 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（前田 芳作議員）

日程第8、議案第39号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第39号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

本案は、天城町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条3項の規定により議会の承認を求めるものです。

内容は、税条例改正に伴い、軽減判定算定額などの改定に伴うものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第40号 天城町教育長の選任の同意について

○議長（前田 芳作議員）

日程第9、議案第40号、天城町教育長の選任の同意についてを議題とします。春教育長の退出を求めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第40号、天城町教育長の選任の同意についてであります。

平成30年6月13日付で、教育長の任期満了に伴い、新たに教育長を選任した

いので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任しようとする者の氏名、春利正、選任しようとする者の生年月日、昭和21年11月25日、選任しようとする者の住所、天城町瀬滝890番地1、選任しようとする者の略歴は別紙のとおりでございます。

なお、任期は平成30年6月14日から平成33年6月13日まで、3年間とします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号、天城町教育長の選任の同意について、採決します。

この採決は、起立によって行います。天城町教育長の選任に同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 芳作議員）

起立多数です。したがって、議案第40号、天城町教育長の選任の同意については、同意することに決定しました。

ただいま議場に教育長が戻ってこられました。賛成多数で同意されましたので、教育長より一言御挨拶をお願いします。

○教育長（春 利正君）

一言御挨拶を申し上げます。

私のために議員の皆様の御同意をいただきましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

老婆心にむちを打ちながら、誠心誠意職務に専念することをここにお誓い申し上げたいと思っております。

平成29年6月13日に天城町第1回教育文化の町推進会議を発足させました。また、その同日、天城町を教育文化の町として進めてまいりたいと、こう思ってお

ります。その中で推進会議がありますけれども、この推進会議が実動する会議になりますことを一生懸命努力をしてみたいと思っております。

また、来る10月28日には、第1回天城町教育文化の町推進大会中部大会があります。これに向けても精いっぱい努力をし、そして素晴らしい大会になるよう頑張ってみたいと思っております。

そのためには、議会議員の皆様を初め、各課長、局長様方の御理解、御協力、さらには叱咤激励をいただきながら頑張ってみたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひします。

本日はまことにありがとうございます。

○議長（前田 芳作議員）

会議を続行します。

△ 日程第10 議案第41号 平成30年度天城町一般会計歳入歳出
予算補正（第1号）の専決処分の承認
について

○議長（前田 芳作議員）

日程第10、議案第41号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第1号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第41号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第1号）の専決処分の承認についてであります。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年5月11日付で専決処分を行いましたので、同条3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるるものでございます。

内容につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ65万円追加し、予算総額を55億7千803万4千円に定めようとするものです。

その主な項目について説明いたします。

歳入は、繰入金で財政調整基金繰入金65万円の増額でございます。

歳出は、総務費の天城町自衛隊誘致対策費におきまして、65万円の増額でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから、質疑を行います。先にページ数を述べて質疑いただきますようお願いいたします。

○8番（上岡 義茂議員）

5月30日の件だと思いますが、建設経済委員長も誘致のメンバーに入っておられるでしょうか。お尋ねします。

○企画課長（前田 好之君）

建設経済委員長も誘致協議会のメンバーに入っております。

○8番（上岡 義茂議員）

この間東京に陳情に行かれたメンバーの中に、建設経済委員長は入っていないような気がしますが、どういった面々で陳情に行かれたのか、説明をお願いします。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

町長、議長、副議長、自衛隊誘致協議会の副会長3名と担当者1名、計7名で要請活動を行っております。

○8番（上岡 義茂議員）

では、建設経済委員長はどういったことで省いてありますか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

建設経済委員長は委員ということで、委員が全て要請活動に行きますと14、5名になるということで、7名に絞って要請活動に参加していただきました。

○8番（上岡 義茂議員）

やっぱり議会側として、建設経済厚生常任委員長をそこに充ててありますので、私から言わせたら私ども建設経済厚生常任委員長を省いたということは軽視しているとしか見えません。前回私も誘致委員に入っていましたので、建設経済委員長として行った経緯もございます。私ども建設経済としてはそういう情報も欲しいですので、委員長をそのメンバーに入れてもらいたいというのが私の要望です。

○9番（松山 善太郎議員）

副会長3名ということですが、名前とまではいいませんが、役職名はどういった役職名ですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

2名が自衛隊OBで、1名が観光連盟の会長ということになっております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

これで質疑を終わります。

これから、議案第41号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正(第1号)の専決処分の承認について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第41号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正(第1号)の専決処分の承認について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第42号 平成30年度天城町一般会計歳入歳出 予算補正(第2号)について

○議長(前田 芳作議員)

日程第11、議案第42号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正(第2号)について、提案理由の説明を求めます。

○町長(大久 幸助君)

議案第42号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正(第2号)について、説明いたします。

内容につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ9千199万6千円追加し、予算総額を56億7千3万円に定めようとするものです。

その主な項目について説明します。

歳入につきましては、使用料及び手数料で、総務手数料2千円の増額、国庫支出金で商工費国庫補助金や土木費国庫補助金の増など、2千814万1千円の増額でございます。

県支出金につきましては、商工費県補助金の増など、3千143万6千円の増額でございます。

財産収入につきましては、財産貸付収入1万5千円の減額、諸収入におきましては、雑入の減など、846万8千円の減額でございます。

町債につきましては、町債該当事業の増など、4千90万円の増額でございます。一方、歳出におきましては、該当する款で人事異動に伴う人件費の補正を行っております。

補正額と人件費以外の主な内容について、説明します。

議会費におきましては511万7千円の減額、総務費におきましては、アマミノクロウサギの里整備事業費の増など、758万5千円を計上しております。民生費におきましては59万4千円の計上、衛生費におきましては560万8千円の減額でございます。農林水産業費におきましては4万2千円の減額、商工費におきましては、平土野港観光施設整備事業費の増など、8千792万円の計上でございます。土木費におきましては、宇和良治線ほか1線改築事業費の増など、567万4千円、消防費におきましては44万円、教育費におきましては55万円をそれぞれ計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。さきにページ数を述べて質疑をお願いいたします。

○6番（久田 高志議員）

まず1点、歳入で13ページ、歳出の21ページ、款の4、目の清掃衛生費の中で580万円補正が組まれております。説明をお願いします。

○総務課長（米村 巖君）

今の質問に対してお答えします。

衛生費ということで580万、火葬場の待合所建設工事ということで、過疎債で充てております。広域愛ランドへの分になります。

○6番（久田 高志議員）

歳入で見ると、当初で600万組まれております。そこに補正が580万、これは3町の負担額が幾らになるのか。どこに建てるのか。建てかえなのか、新たに増設なのか、どうなっているのか。

○町民生活課長（森田 博二君）

お答えいたします。

この分は、当初で負担金としては出してあったかと思えます。ですが、過疎債を起債のほうで充てたほうが有利なんですけれども、当初町の予算では過疎債を充てていなかったということで、今回、財源の組み替えという形になっております。よろしく申し上げます。

建物の場所は、私は以前広域連合にいたんですけれども、そのときの計画では、火葬場の丸い花園があるんですけれども、その南側のほうに花壇があって、花壇の

奥のほうが下がっているんですけども、そのところを整備してできないかという
ことで、計画しています。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○8番（上岡 義茂議員）

25ページ、農林水産費の目の4、大和城観光地連携整備事業の工事が9千
600万円組まれています。取りつけ道路の旧競り市場があります。あそこの道
路はたしかJAあまみの所有物だと私は認識していますが、あそこはこの整備事業
にとっての計画、取りつけ道路等も関連してくると思います。あそこはJAの私有
地だと思いますが、どうお考えですか。

○商工水産観光課長（折 清次郎君）

お答えします。

今回、要望しておりました額が決定になったということで、このたびの追加補正
をしたところであります。

御質問のJAのところからの侵入道路であります。現在の計画の中では、まだ
具体的にはそちらのほうは計画に入っておりません。といいますのは、所有者がお
りますので、今後の協議の中で詰めていきたいと思っております。

さきの本会議の中でも、当初の2カ年計画から中長期計画に計画を変更して、大
和城周辺一帯を網羅した計画に現在修正をされていておりますので、その辺につい
ても、今後JAのほうとも協議が必要になってくるであろうと考えております。

○8番（上岡 義茂議員）

大和城のそれだけの費用とするわけですから、あそこの進入道路、そして駐車場
あたりをするにはJAとの話し合いも必要だろうと思っておりますので、ぜひとも
話を進めてもらいたいと思います。

○6番（久田 高志議員）

歳出31ページ、款の10、目の4番、総合運動公園公園管理費の中で、修繕料
104万4千円の説明をお願いします。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

これは、野球場のスコアボードの件でございます。これにつきましては、保守点
検をことした補正で42万落していますけど、委託です。昨年11月のほうで保
守点検は異常なかったということで受けております。その後、業者が調査した結果、
昨年12月ごろの天候が悪く、ソーラーパネルからの蓄電池への充電が可能な日照
時間が十分得られず、蓄電池のバッテリーが過放電が発生したという連絡を、業者

のほうから受けております。

これは、2月3日に担当のほうの不具合があるということで連絡したところ、調査した結果、12月のそういう影響もあるということで連絡を受けております。

バッテリーが8台あるんですけど、その単価が11万5千円、これは輸送費を含む、それで92万かかるということで見積もりをとっております。そこに含まれる3名の旅費とかを含めて、トータル130万で、消費税を入れて140万4千円というふうに見積もりをとっております。

私もこれを見てびっくりしているところなんですけど、特殊であるということから、そういう話を伺っております。また、その業者としっかりもう一回協議をしながら、もっとこれが安くならないか、その辺を協議していきたいと思っております。以上です。

○6番（久田 高志議員）

バッテリー1つが11万5千円、どれだけ特殊なものか気になります。保守点検を委託している業者だけに見積もりをさせているのか、他社見積もりもされているのか。

そして、バッテリーを交換するだけの作業という考えでいいわけですよね。何名も来られないとかえられないバッテリーですか。普通の車のバッテリーで考えたら、素人でも交換できます。

それと、どうしても蓄電池にこだわるべきなのか。直接電気をつないだほうが、電気代を払うほうが安いんじゃないかと思ったりもします。恐らく外部から100ないし200の電気、ソーラーパネルだけじゃないですよね、直電は使っているんですか。バッテリーが充電するまで、ソーラーパネルだけを使っているのか、直電気も入れて使っているのか、そこも教えてください。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

バッテリーの詳しい中身については、もう一回聞いてみないといけないんですけど。電気にかえると2千万程度の工事費がまたかかるというふうな話を聞いてございます。その辺もありまして、あとは管理のほうをもっとしっかりしていきながら、バッテリーの寿命が約7年という話であります。その辺どちらが安いかというのを、もう一回協議をしながら進められないかという考えを持っております。

○6番（久田 高志議員）

他社業者の見積もりの答弁をいただいております。

それと、恐らく電気関係、バッテリーからいくと最終出ていくのが10から20あたりで設定されていると思うんですけども、100vだろうが200vだ

ろうが、ちょっとしたコンバーターをつければ変圧は可能ですので、そんな何千万もかかるものとは思っておりません。業務委託をしている業者だけなのか、他社比較をちゃんとされているのか。言われるがまま、なされるがままというのはだめです。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

確かに今管理してもらっている業者だけで見積もりをとってございます。そこら辺、またほかの業者と協議できるかということ、特殊なことということ、今聞いてございますので、調査しないとなかなか難しいかなというところでございます。

○6番（久田 高志議員）

少なくともバッテリーに関しては同等程度の品が必ずどこかにあるはずなので、そういった調査を必ずして調査を進めてください。

○町民生活課長（森田 博二君）

先ほどの久田議員の質問にお答えいたします。

火葬場の3町の負担割合ということですが、火葬場の建設費、公債費に係る部分の負担割合は、均等割で28%、人口割で72%となっております。

率としましては、徳之島町が42.469237、天城町が27.679155、伊仙町が29.851608となっております。

これは火葬場の待合所の建設事業費金額にしますと、事業費が2千120万、先ほどの案分率を掛けまして、徳之島町が900万3千478円、天城町が586万7千981円、伊仙町が632万8千541円となっております。端数のほうは切り上げている関係上、ずれがあるかもしれません。

○6番（久田 高志議員）

わかりました。これは広域で聞いたほうがいと思うんですけども、本町も関係することなので少し気になります。

この工事の発注方法、昨日の質問でも申し上げておりますけれども、ランクの扱いです。伊仙町とか他町にはランクがないはずなんですけど、こういった基準で。恐らく3町の業者に指名通知書がいくと思うんですけど、そういったところの基準はどうなるのでしょうか。

○町民生活課長（森田 博二君）

私では何とも答えることができないんですけども、恐らくではあります、各町から業者を推薦していただいて、その業者の中で入札という形になるかと思っております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（大吉 皓一郎議員）

歳出26ページの合宿日本一の島推進事業、レスリング用マットで、全て国庫補助で、あとは地方債が入っています。合宿にこの人たちが来るという見込みを立てているわけですか。町で合宿のそういうのもあると思うんですけど、どれぐらいを予想しているんですか。子供たちが使えるような努力もしていくんですか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

レスリング用マットの購入を、この事業の中で計上させていただいております。

合宿誘致の可能性という御質問でありましたが、これにつきましては、本町出身の元五輪選手のほう、また、鹿児島県内に2校レスリングの強化校もございます。島内でも、現在ジュニア層のちびっこレスリングをされている子供さんたちもおります。

そういったことで、従来から計画しておりましたが、陸上、野球に次いだ新規種目ということで誘致を行っていきたいと考えております。

○5番（大吉 皓一郎議員）

誘致をするんですけど、どういう団体とか、絞ってお願いします。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

先ほども触れましたが、まずは自衛隊体育学校、続いて社会人のレスリングチーム、3つ目が県内の高等学校のレスリング部であります。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○7番（秋田 浩平議員）

26ページの歳出ですけれども、平土野港観光施設整備事業、これに補正で新たに2千50万上がっておりますが、この説明、何々をやるのかお願いいたします。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

お答えします。

徳之島で平土野港がクルーズ船の寄港地に最適だということは、議員の皆様方も御承知だと考えております。

そこで、クルーズ船観光の推進をさらに進めていきたいということで、リーディングプロジェクトワークを要望しておりました。

主な内容としましては、給水施設の整備でございます。次に、平土野港にはWi-Fiが整備されておられません。Wi-Fiの整備、案内看板や、誘導標識等も整備してまいります。

そのほか、寄港歓迎セレモニーの際に必要なイベントテントの購入、または音響機器等を考えております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○9番（松山 善太郎議員）

24ページをお願いします。地籍調査が大幅に減っていますが、これについて。もう一つ、その上に農業施設費の調査設計業務委託、この2点をお願いします。

○農地整備課長（芝田 達士君）

お答えいたします。

まず、上のほから、農業施設への調査設計業務委託ですが、南部ダム、ストックマネジメント事業、これが32年度実施を予定しております。どうしても32年度に実施するに当たり、時間がないということで、実施計画書作成スケジュールといひまして、今年度より調査いたしまして、ヒアリングを2回ほどいたしまして、次年度31年度の5月ごろに再度最終ヒアリングを行ひまして、夏の8月、9月に九州局ヒアリングを受けるということで、どうしても32年度に実施するには遅くなるのではないかと、今回出しました。よろしくお願ひいたします。

続いて、地籍調査事業なんですけど、当初、国・県合わせて1千470万7千円ほどの要求をいたしました。内示が5月に来まして、61.7%の907万5千円の内示がありました。この原因といたしましては、環境観光工事等の影響かなと思ひております。

以上です。

○9番（松山 善太郎議員）

さっきの言ったところをもう一回、南部ダムの何かですか。

○農地整備課長（芝田 達士君）

今、南部ダムから水道用水と第一、第二南部の畑用のスプリンクラーの水が、当部浄水場のほうへのパイプがあります。いろんな突発的な事故があつて、毎年400から500万の緊急工事をしております。

それに際しまして、この管を布設がえ、老朽化も進んでいきますので早目にして、その負担をなくそうということで、今回計上いたしました。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○13番（平山 栄助議員）

1点だけ、20ページです。目の4、節の13、委託料の中で、117万5千円、木のあふれる街づくり事業設計委託となっておりますが、これの説明をお願いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

この委託料につきましては、北部保育所の子供たちのロッカー、物を入れる、それが今老朽化しておりまして、この事業を活用いたしまして導入ということで、計上いたしております。

○13番（平山 栄助議員）

これをつくることによって、全員のロッカーがこれで終わるのか。

それと、これは地元業者がするんですか、どうなっていますか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

残念ながら、全員分ではありません。約半分ということになります。

○13番（平山 栄助議員）

残りはどういう計画を持っているのか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

また次年度以降は計画的に、ただ、この事業が来年度もあるかどうかは、済みません、ちょっと所管課ではないものですから、確定的な返事はできませんけれども、極力いろんな事業を活用しながらもっていきたいと考えているところです。

施工に関しましては、恐らく地元だとは思いますが、そこもまだ動き始めた時点ではっきりしていません。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

歳入につきましては、林業費補助金ということで、木のあふれる街づくり事業ということで組んでおります。

過去には、防災センターの縁台、あがりまたの看板等を行ってきました。また、庁舎とか空港にも掲示板を設置してあります。あれが木のあふれる街づくり事業でございます。

今回、保育所のほうから、先ほどロッカーと言いましたが、棚が20台、ベンチが5台ということで、事業計画が上がってきましたので、こちらのほうで取りまとめ、製作者を選定して、作製していくということでございます。

ちなみに、過去の事業実施業者については、島内、本町の業者となっております。

○13番（平山 栄助議員）

できる限り地元産、そういう業者もいますので、そういったことも取り入れていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、要請しておきます。

あと一点だけ、先ほど久田議員のほうからありましたが、町長ないし総務課長でもよろしいと思うんですが、待合所をつくるのは大いに結構なんです。火葬場のトイレ、非常に人の最期を見送る場所にしては、私はああいったトイレはないと思う

んですが。においはするし、そこに入っていこうという気すら起こりません。広域連合の議員もおりますので、やっぱりあそこの運営管理をもう少し徹底してもらわないと、ほとんどの町民から苦情が出ております。そこら辺をもう少し、今議会が終わっても結構ですから、抜き打ちにあって、本当にあれが正常な、人の最期を見送る場所にしては非常に不適切な場所じゃないかなと私は思っておりますので、総務課長でも結構ですが、そこら辺をぜひ。

○町長（大久 幸助君）

このことについては、広域議会で大吉議員のほうからも何度も質問がありまして、一応予算化をして、においをとる換気扇を取りつけたんです。取りつけたが、横じゃなくて上のほうに取りつけてあります。それを全部取るかどうかということについては、私もまだ確認はしていませんが、大吉議員は横のほうがいいんじゃないかということをおっしゃってございました。もう一度確認をしてみたいと思っております。

それで、その他のものについて、もしかするとあるかもわかりません。これについては、他の町でも出ているかもわかりませんので、確認をした上で、また予算化をするようお願いをしておきたいと思っております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○9番（松山 善太郎議員）

23ページをお願いします。23ページの一番上のほう、畜産振興費の中に消耗品費100万組んでありますが、これは何なのか。6次産業化支援事業費の中に、大工賃金と原材料があります。これは何をつくるのか。この2点。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、畜産振興費の中の100万円でございます。歳入にも100万円組んでおりますが、昨年度、全国和牛能力共進会において、鹿児島県が総合優勝を果たしました。

それで、30年度、県のほうが助成金を交付いたしまして、その和牛のPR、こういうものを図っていきたいということで、これも全市町村でございます。人口に応じて、天城町には100万円、ちなみに徳之島町は人口が1万人超えるということで150万円でございます。

使い方につきましては、基本的には肉そのものを町民の方にPRしてくれということでございますので、今考えているのは、農業祭等で肉を焼いて町民に振る舞うということも考えております。

また、100万円は大きいお金ですので、今学校給食にも幾らかは提供できないかというも考えているところです。また、小中学校のみならず、保育所のほうも検討しているところです。

そういうことで、この100万円のうち、消耗品はのぼりをつくったりいろんなことをしますが、大部分の90万以上は肉として提供するという形になります。

その次、6次産業化支援事業の中に、大工賃金と原材料費で57万円組んでおります。

きのう、おとといの一般質問の中でも出ましたが、旧農政局跡で直売所のようなことを行いたいということで、野菜等の展示棚、これを10台製作していただく賃金と材料費となっております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

これで質疑を終わります。

これから、議案第42号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第2号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第2号）について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。2時45分より再開します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第12 議案第43号 平成30年度天城町簡易水道事業特別

会計歳入歳出予算補正（第1号）について

○議長（前田 芳作議員）

日程第12、議案第43号、平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第1号）について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第43号、平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第1号）について、説明いたします。

内容につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ522万3千円追加し、予算総額を2億9千18万8千円に定めようとするものであります。

その主な項目について説明いたします。

歳入は、使用料及び手数料58万6千円、繰入金463万7千円の増額となっております。

歳出は、簡易水道事業費522万3千円の増額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから、質疑を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

質疑のうちに入るかどうかわかりませんが、増えたのはほとんど人件費ですか。

これについて、4月からいるわけですよね、新しく採用したのかどうか。

○水道課長（柚木 洋佐君）

お答えします。

再任用1名と、新任が2名で5人体制で、2人増員という形になっておりますので、こういった金額になっているかと思えます。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号、平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予

算補正（第1号）について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 徳之島愛ランド広域連合議会議員の選挙について

○議長（前田 芳作議員）

日程第13、徳之島愛ランド広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

この選挙は、徳之島愛ランド広域連合議会議員であった盛山晃君が辞職したことにより、1名を補充するために選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、上岡義茂君を指名したいと思います。

ただいま指名いたしました上岡義茂君を当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、上岡義茂君が徳之島愛ランド広域連合議会議員に当選されました。

ただいま徳之島愛ランド広域連合議会議員に当選されました上岡義茂君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

△ 日程第14 陳情第2号 バス通学生への通学費の助成について

○議長（前田 芳作議員）

日程第14、陳情第2号、バス通学生への通学費の助成についてを議題とします。

これより委員長の報告に入ります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。大吉皓一郎君。

○総務文教常任委員長（大吉 皓一郎議員）

ただいま議題となりました、継続審査の陳情第2号「バス通学生への通学費の助成に関する陳情について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月5日全委員出席のもと、継続審査となっていました、陳情第2号の審査を行いました。

審査過程で、生徒の進学意欲及び保護者負担等を考慮すると大切なことであるとの意見もありましたが、通学生徒数及び交通手段等について、正確な調査・精査の必要があるとの意見が多数を占めました。

採決の結果、賛成全員で引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、陳情第2号の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

以上で、委員長の報告を終わります。

△ 日程第15 陳情第4号 「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望について

○議長（前田 芳作議員）

日程第15、陳情第4号、「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望についてを議題とします。

これより委員長の報告に入ります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。大吉皓一郎君。

○総務文教常任委員長（大吉 皓一郎議員）

ただいま議題となりました、陳情第4号、「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月5日全委員出席のもと、委員会を開催し、付託を受けました、陳情第4号の審査を行いました。

審査過程で、6月5日に政令が公布され、6月6日付で施行されることや陳情の趣旨・制度について、当町経済の活性化につながるとの意見が多数を占めました。

採決の結果、賛成全員で採択とすることに決定いたしました。

以上で、陳情第4号の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

質疑なしと認めます。

これから、陳情第4号、「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本法計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望について、討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本法計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望について、採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。よって、陳情第4号は採択することに決定しました。

△ 日程第16 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長(前田 芳作議員) 日程第16、陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

これより委員長の報告に入ります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。大吉皓一郎君。

○総務文教常任委員長(大吉 皓一郎議員)

ただいま議題となりました、陳情第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月5日全委員出席のもと、委員会を開催し、付託を受けました、陳情第5号の審査を行いました。

審査過程で陳情の趣旨、理由はいずれも本町の将来を担う児童生徒に必要な不可欠な問題であり、賛同し採択すべきではとの意見が多数を占めました。

採決の結果、賛成多数でこの陳情第5号は裁決すべきものと決定しました。

以上で、陳情第5号の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について、採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、陳情第5号は採択することに決定しました。

△ 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長（前田 芳作議員）

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

○議長(前田 芳作議員)

日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加議案配付のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時58分

○議長(前田 芳作議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程について、お諮りします。

お手元に配付いたしましたとおり、追加日程第1を追加したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程表のとおり、日程を追加することに決定しました。

△ 追加日程第1 意見書第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国
庫負担制度拡充に係る意見書（案）
について

○議長（前田 芳作議員）

追加日程第1、意見書第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）について、この意見書案について、趣旨説明を求めます。大吉皓一郎君。

○5番（大吉 皓一郎議員）

意見書第2号は、各関係機関に提出するものです。詳細についてはお手元に配付してありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから、意見書第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）について、採決します。

お諮りします。

この意見書は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。平成30年第2回天城町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 3時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長 前田 芳作議員

天城町議会議員 久田 高志議員

天城町議会議員 秋田 浩平議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長

天城町議会議員

天城町議会議員